

会議録・平成29年9月11日第3回定例会（第1日）

1. 招集の年月日 平成29年9月1日
1. 招集の場所 明和町議会議場
1. 開 会 9月11日 午前9時00分 議長宣告

1. 応召議員 13名

1番	上田	清	2番	伊豆	千夜子
3番	山内	理	5番	中井	啓悟
6番	松本	忍	7番	江	京子
8番	樋口	文隆	9番	北岡	泰
10番	阪井	勇男	11番	綿民	和子
12番	奥山	幸洋	13番	乾	健郎
14番	辻井	成人			

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 浅尾 恵次

議会書記 畑 弘人 朝倉 晶子 松本 章

1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	中井 幸充	副 町 長	寺前 和彦
教 育 長	下村 良次	総 務 課 長	西口 和良
防災企画課長	中谷 英樹	税 務 課 長	松井 友吾
人権生活環境課長	世古口 和也	福祉保健課長	下村由美子
会計管理者(兼)会計課長	山口 隆弘	長寿健康課長	菅野 由美
農水商工課長	高橋 浩司	まち整備課長	堀 真
上下水道課長	菅野 亮	斎宮跡・文化観光課長	中野 敦夫
教育総務課長	西尾 仁志	こども課長	世古口 哲哉

1. 会議録署名議員

13番 乾 健 郎 1番 上 田 清

1. 提出議案

発議第5号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

発議第6号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書

発議第7号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書

発議第8号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

発議第9号 学校施設の防災対策充実を求める意見書

発議第10号 ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書

発議第11号 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書

同意第3号 教育委員会委員の任命同意について

同意第4号 教育委員会委員の任命同意について

議案第40号 明和町指定金融機関の指定について

議案第41号 明和町斎宮きららの森管理条例の制定

議案第42号 明和町道路線の廃止及び認定について

議案第43号 平成28年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第44号 平成29年度明和町一般会計補正予算（第2号）

議案第45号 平成29年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第2号）

議案第46号 平成29年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第47号 平成29年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

- 議案第48号 平成29年度明和町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第49号 平成29年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 認定第1号 平成28年度明和町一般会計歳入歳出決算認定
- 認定第2号 平成28年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第3号 平成28年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第4号 平成28年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出
決算認定
- 認定第5号 平成28年度明和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認
定
- 認定第6号 平成28年度明和町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第7号 平成28年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第8号 平成28年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第9号 平成28年度明和町水道事業決算認定

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問

(午前 9時 00分)

◎開会の宣言

○議長（辻井 成人） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成29年第3回明和町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻井 成人） 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第126条の規定により、議長から指名します。

13番 乾 健 郎 議員

1番 上 田 清 議員

の両名を指名します。

◎会期の決定について

○議長（辻井 成人） 日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの10日間としたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月20日までの10日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長(辻井 成人) 日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員さんから提出をいただいております、5月、6月、7月の例月出納検査結果報告書の写しと、一部事務組合議会の報告書の写しをお手元に配布しておりますので、後ほどご覧ください。

◎行政報告

○議長(辻井 成人) 日程第4 行政報告を行います。

町長。

○町長(中井 幸充) おはようございます。

平成29年第3回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私何かとご多用のところ、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、ただ今は本定例会の会期を10日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

7月から8月にかけて、全国各地で集中豪雨や台風による被害に見舞われました。特に7月上旬、活発な梅雨前線の影響で記録的な豪雨に見舞われた

北九州の福岡、大分では、河川の氾濫、土砂崩れ、家屋の浸水、道路の冠水等に見舞われ甚大な被害が出ました。

大雨特別警報が発令される中、避難勧告や避難指示が出されましたが、残念ながら多くの方がお亡くなりになられたり怪我をされたりしました。改めてご冥福をお祈りするとともに、被災地の一日も早い復旧をお祈りいたします。この度の災害に際し、当町としても、豪雨時の危険個所や情報収集、避難広報の方法等について再確認し、心構えを行った次第でございます。

さて、政府は平成30年度予算について、7月20日に閣議決定をし、基本的な方針では、「経済財政運営と改革の基本方針2017」を踏まえ、引き続き、「基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。歳出全般にわたり、これまでの歳出改革の取組みを強化し、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとのことです。

一方、三重県においては、「三重県財政の健全化に向けた集中取組～持続可能な行財政運営に向けて～」を発表しています。これは、県財政の健全化に向けた「機動的な財政運営の確保」のため、より具体的な方策をとりまとめ、平成29年度から平成31年度までの間で集中的に取り組むものです。

そして、将来世代に負担を先送りすることのない、持続可能な財政運営が可能となるよう、より一層の歳入確保に取り組むとともに、歳出面、特に経常的支出である公債費、社会保障関連経費、人件費、補助金等の毎年恒常的に支出される経費において、その構造を抜本的に見直すとしています。

これらを踏まえて、町では先日、幹部職員を対象に平成30年度の当初予算編成説明会を開きました。来年は町制施行60年の節目の年を迎えますが、これからより一層厳しくなる町の行財政運営を直視し、国・県の動向をしっかりと見据えて、制度改正や補助事業の採択要件の変更も含めて、鋭意情報収集に努め、新年度の予算要求に臨むように指示したところでございます。

それでは6月定例会以降、本定例会までの間の主な動きにつきまして、簡

略にご報告させていただきます。

6月20日、株式会社ぎゅーとらと「高齢者等の見守りと支援に関する協定」を締結いたしました。これは、ぎゅーとらが高齢者の買い物支援として行っている移動スーパー「とくし丸」が明和町内でも運行することになったことに伴い、合わせて認知症高齢者や高齢世帯等を見守り、必要に応じて町に連絡を行っていただくというものでございます。

6月22日、老人クラブ連合会によるミニ運動会が、生きがいと健康づくりをテーマに、総合体育館で開催されました。運動会では、町内各地から集まった約500人の皆さんが楽しそうに競技に参加され、スポーツを通じた交流を図られました。

6月23日、「社会を明るくする運動」強調月間の前に、多気郡保護司会の皆さんから「内閣総理大臣メッセージ」を伝達していただきました。社会を明るくする運動は、犯罪や非行の防止、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない社会を築こうとする全国的な運動で、今年で67回目を迎えました。社会を明るくする強調月間の7月3日、4日は、駅前での啓発活動、7月17日は、第13回「多気郡・玉城社明カップ組立飛行機選手権大会」、そして、7月24日には、中学生の社会貢献活動などが行われました。安全で安心な町づくりのために、様々な活動に取り組んでいただいている保護司の皆さんに、心から敬意を表します。

7月1日、2日の両日にわたり、京都府木津川市において「日本遺産サミットin京都」が開催されました。今年度「日本遺産」に認定された17の団体を含め、総勢54の団体がPR映像の放映やパネル展示、特産品の展示ブースなどにより、それぞれの地域の魅力を発信しました。

また、今回は、明和町日本遺産推進協議会委員の皆さんにも出席いただくとともに、観光見本市をサブテーマに観光面での活用のため、旅行業者を対象とした商談会も企画されました。今後も「日本遺産」ブランドを活用し、まちの活性化につなげていきたいと思っております。

また、7月1日から16日の間において、全町自治会長会でも出されていた地区質問の回答説明会を、5地区のコミュニティーセンターで開催いたしました。防犯灯や信号機の設置、道路の環境整備や安全対策、空き家対策や獣害対策等々、各自治会からいただいた要望の対応等について、種々回答をさせていただきました。今後も、自治会からのご意見・ご要望を聞かせていただき、住みよいまちづくりに努めていきたいと思っております。

なお、7月25日に、松阪建設事務所長に予算確保と事業実施の要請を、また、8月25日には、松阪警察署長に信号機の設置や交通規制等について要請を行いました。

7月3日、上村の西場孝明さんからみょうじょうこども園に手作りの木製ベンチ4基の寄贈がありました。これは、敷地内に生えていた樹齢約百年のヒノキなどを使い、ボランティアで作成されたもので、園の子どもたちには、自然の木のぬくもりや香りを感じてもらえたらと思っております。

7月6日、全国町村下水道推進大会が、いつきのみや地域交流センターを会場に開催されました。当大会は今年で35回目となりますが、県内の11町を含め全国約70町村から157人が参加され、町村下水道事業を積極的に推進し、安全で安心な暮らしを実現するための政府関係機関への提言を決議しました。大会の後は、研究会議として、特別講演、事例発表等、また、全国から集まっていた関係者の皆さんと意見交換の場も設けられ、大変有意義な大会となりました。

7月9日、大淀ふれあいキャンプ場で、観光協会主催の「安全祈願祭」が行われ、シーズン中の施設利用者の安全を祈願しました。また、式典の後のアトラクションでは、明和太鼓の演奏やフラダンス、めい姫ダンスの披露、そして、恒例の宝探しや餅まきも行われました。今年も多くの皆さんに白砂青松と日本遺産の大淀海岸を訪れていただきたいと思います。

7月23日、第76回国民体育大会明和町準備委員会設立総会を、いつきのみや地域交流センターで開催しました。この準備委員会は、明和町で開催され

る競技会の円滑な運営に期するために、必要な準備を行うことを目的に設立するもので、町民の英知と情熱を結集し、町民総参加で全国から訪れる人々を温かく迎えるとともに、深い感動を与える大会を目指します。当日は、関係機関や団体の皆さん28人にご出席いただき、設立趣旨を確認するとともに、委員の委嘱や役員を選任、そして、大会開催の基本方針を決議しました。

7月26日、文部科学省に出向き、中学校校舎の改築等への交付金事業について、陳情を行いました。国の財政状況が厳しいとのことですが、極めて大きな財源を必要とする中学校施設の整備を推進するためにも、関係交付金の予算措置について、強く要望いたしました。なお、7月9日には、教育長とともに、地元出身の国会議員にも財政支援の陳情を行いました。

7月30日、三重県南勢電設協同組合明和グループの皆さんにより、大淀と下御糸地区のコミュニティーセンターのエアコンの無償点検と清掃を行っていただきました。この活動は8月の「電気使用安全月間」の一環として、毎年継続的に取り組まれているもので、今年で18年目となります。当日は暑い中での活動となり、大変お世話をお掛けいたしました。

平成30年4月採用予定の町職員採用試験の募集を7月31日で締め切りました。応募状況は、事務職員の一般枠及びU・Iターン枠合わせて募集4人程度に対して、一般枠は25人、U・Iターン枠は1人、技術職員は募集1人に対し2人、社会福祉士は募集1人に対し3人、保健師は募集1人に対し5人の応募がありました。試験の日程は、9月17日に一次試験として、筆記試験を実施、10月20日には二次試験として面接等を行い、11月中旬には採用予定者を決定していくこととしています。

8月1日、広島で行われる平和記念式典に、明和中学校の生徒6人を代表として派遣する「出発式」を行いました。式典への出席は今年で3年目となり、一行は、5日に出発し、平和記念資料館の見学、被爆体験伝承者の講話を受講、原爆の子の像に千羽鶴を奉納、原爆ドームなどを見学し、被爆の怖さ、戦争の悲惨さを学びました。そして、6日に平和記念式典に参列し、平

和への祈りを捧げてきました。なお、8月21日には、報告会を兼ねた行政チャンネルの収録を行い、生徒達からは現地で見えて聞いて感じた平和への思いを熱く語ってもらいました。

また、同1日の午後、三重県町村会の定期総会に出席しました。総会では政務活動として、地方創生の推進、防災対策の充実強化、子育て・少子化対策の推進など、12項目の要望事項について、国及び県に要請活動を行うことを決議し、一丸となって取り組んでいくことを確認しました。そして、8月10日と8月22日には、町村会から要請した課題等について、県の各部長等に直接意見を申し述べ、各施策等への対応を要請しました。

8月3日、明和町ヘルスツーリズム推進協議会の設立総会を開催しました。当協議会は、地方創生推進交付金事業を活用し、ヘルスツーリズムにより、町民の健康増進と医療費の削減、新産業の創出等に寄与することを目的に設立するもので、今後、観光資源を活かした明和町ならではのヘルスツーリズムの推進に向け、活発な意見交換を行っていただきたいと思います。

7月から8月にかけては、町内の各地で伝統の行事やまつりが開催されました。7月8日は「上村天王祭」、7月13日は「菘村の虫送り」、8月4日、5日は「大淀祇園祭」、16日は「志貴の精霊相撲」、そして、23日には「中村の安産祈願相撲」が行われました。このような中で今まで行われていた「有爾中の羯鼓踊り」や「算所の祇園祭」が後継者問題等で中止となりました。いずれも歴史ある地域の伝統行事で、携わられた関係者の皆さんに敬意を申し上げるとともに、これからも大切に継承していただきたいと思います。

また、その他にも、人権センターの「夕涼み会」、下御糸小学校での「みいとフェスタ」、ういの郷夏まつり、済生会明和病院の夏まつり等々が開催され、それぞれの地域や施設などで、夏のひと時を楽しまれました。

8月22日、今年も三重県ひじき協同組合の皆さんから、「敬老福祉大会のお土産や学校給食などに利用してください」と乾燥ひじき1,500袋を寄贈していただきました。あらためてお礼を申し上げますとともに、町の特産品で

もある健康食品のひじきの販路拡大等を、引き続き支援をしてみたいと思います。

8月23日、男女の連絡会の会員と一般公募による住民の皆さんが参加し、町政の課題について直接話し合う「町長と語る会」が開催されました。今回のテーマは、「町の子育て支援施策について」で、誰もが安心して子どもを産み、育てられる社会の実現のため、関係機関が連携した相談体制や地域社会全体で、子どもを見守る体制の整備の必要性など、活発な意見が交わされました。

次に、本定例会の上程議案につきましては、教育委員会委員の任命同意が2件、指定金融機関の指定が1件、条例の制定が1件、町道路線の廃止及び認定が1件、平成28年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分が1件、平成29年度一般会計補正予算ほか5つの特別会計補正予算、そして、平成28年度の各会計の決算認定をお願いすることとしています。

今後とも、町民の皆さんが日々充実した暮らしができるまちづくりの実現のために、町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力を賜りながら、総合計画に定める将来像の「歴史・文化と自然が輝き、快適でこころ豊かな「和」のまち明和」を目指して、誠心誠意努力してまいりますので、よろしくご審議を賜りますことをお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（辻井 成人） 日程第5 一般質問を行います。

一般質問は3名の方より通告されております。

許可したいと思います。

9番 北岡 泰 議員

○議長（辻井 成人） 1番通告者は、北岡泰議員であります。

質問項目は、「教育行政の課題を確認する」、「人事行政の運営等に関する状況報告にみる行政運営の課題」の2点であります。

北岡泰議員、登壇願います。

○9番（北岡 泰） よろしくお願ひいたします。

お許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

私ども公明党の文部科学会というのがございますが、8月17日、文部科学省で、林芳正文部科学大臣に対して、来年度予算概算要求に向けて重点施策を要望いたしました。

その内容は、学びのセーフティネット構築に向けた施策として、奨学金制度など低所得者世帯の進学支援や多子世帯の教育費負担軽減の拡充を要請させていただきました。

幼児教育無償化の段階的な拡大のほか、いじめや不登校、中退などの困難を抱える子どもたちのための教育相談体制の強化、特別支援教育の充実、文化庁の機能強化なども求めております。

今、国レベルで施策を、今、施策を推進させていただいておりますが、これも地方自治体がしっかりと取り組んでいただかなければ、未来を託す子どもたちのためには、反映されていかないというふうに思いますので、前回の議会と今回の議会わたってしまいましたけれども、教育長さんにお話をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。

まず教育現場における改正自殺対策法に基づく対策計画の取り組みについて、お伺いをいたします。

本年4月に施行されました改正自殺対策基本法は、学校に対しても子どもの自殺を予防する教育をするよう求めています。明和町教育委員会はそのように取り組んでみえるのか。また、学校が地域社会と連携しながら、とも

に尊重しあいながら生きていくため、心理的な負担を感じた場合に、SOSを言い出せるための教育や啓発が大切と、東京都足立区の先進事例が記事となっております。さまざまな情報を取り入れながら、積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、明和町におきます現状と課題及び対策につきまして、町長及び教育長にお伺いをいたしたいと思います。

申し訳ございませんが、教育長、前回の議会でもお慣れになったと思いますので、6つ項目がございますので、1項目5分ぐらいでまとめていただきたいというふうに要望させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） それでは、失礼いたします。

前回、本当に長々としゃべってしまい、良い回答ができなくて申し訳ございませんでした。今回、できるだけ簡潔にと思いながら、丁寧にはお伝えしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

長い夏休みが終わりまして、9月1日に、子どもたちは前期、昔でありましたら2学期なんです、前期の後半戦がスタートをしました。9月1日と言いますと、今日の最初の4月の質問と通じるところがあるんですが、子どもたちの自殺が一番多い日ということで、私たち学校関係者にとりましては、大変緊張する一日でもありました。

私のほうも随分心配しましたので、8月末に各小中学校の校長先生に、8月末から子どもたちの様子、心配だった子どもたちを含めて、一回その辺りのなんていうんですか、子どもたちの見守りのほうを、一つよろしく願いたい。

そして、9月1日に元気に出てくるように、見守ってあげてくださいというふうなことを、お電話を差し上げたところ、全ての小学校、そして中学校の校長先生ともに、8月末に職員を集めて、いろいろ指導をしていただき、しっかり1日に出て来れるような、心配だった子は、心配じゃないよということをお伝えながら、見守ってほしいということをお伝えし、それから9月に入りまし

て、1日が今度は金曜日でしたので、翌週も含めて、その1週間については、子どもたちの登校の様子をしっかりと見届けてほしいということで、常に取り組んでおりましたので、大変嬉しく思った次第です。

その中で、議員の質問にございます、自殺を予防する教育について、明和町ではどのような取り組みを、これまでなされてきたか。これからもやっていくつもりかというご質問かと思えます。

当町の小学校、中学校におきましては、特に自殺に特化しておる授業は当然のようにございませんが、文科省から出ている教材等を利用しながら、道徳、保健体育、それから総合的な学習、この時間を利用しながら、命の学習、そして、健康教育、人権教育という領域の中で、指導をしているところです。

具体的にイメージをしていただくために、長々ならんように丁寧にいきたいとは思いますが、低学年のほうでは命の誕生といいますか、大切な命ということで、1年生、2年生は、君たちはとっても大切な命なんだよ、みんなは、君たちの命はすごく大事なんだよということで、生まれてきたんだよということをやっていきます。

2年、3年と進むうちに子どもたちは、個から集団となりますので、それら前の友だち、周りの友だちも同じように、大切な命なんだよというふうなことを学習していきます。

そして、3年生、4年生、5年生と上がっていく中で、やはりその辺りで、いじわるとか、嫌な言葉というのは、とても苦しい思いをするので、言われたら嫌だよ、だから言っちゃだめだよ、そういった善悪を教えながら、おもいやりの気持ちを育てていく活動をしています。

そして、高学年、5年生、6年生、そして中学校になっていきますと、やはりいじめ問題も含めて、この自殺というのが、子どもの自殺というのが、自分たちの同年代の中で起こってきておるということもありますので、しっかりそれを受け止めながら学習できるということで、5、6年で一応、その辺りの自殺について、特化したような時間をタイムリーに指導しております。

その中で、子どもたちも、そして私たち教師も、学びあっているという姿勢でおるといことです。それから、基本的にこうした学習といいますのは、国語や算数とやはり違いまして、教えるというよりも、子どもたち同様、私たち教員も同じように学ぶ、学び合い高めあっていくというスタンスで、学習しております。

子どもたちは多様な意見を子どもたちの中で聞く中で、何か得るものがございますし、教師側としましても、子どもたちのいろんな議論の中で、子どもはこだけ成長しているのか、これぐらいのことは理解できるんだな、これは今までと違ったなというふうなことを感じることもできますので、教師も含めて、学び合うという姿勢での授業を構築しておると思います。

また、自殺について考えていく時、私たちもそうなんですが、実際に授業をやってきましたが、どうして死というものを選んだのか、そんなに辛かったのか。何があったのか、何故相談しなかったのか、相談する人がいなかったのか、できなかったのか、本当に子どもたちはすぐ多様な意見を出してくれます。

その中で私たちがすごく大事にしなくてはならないのは、自殺の例を見ますと、相談できなかった、何かいじわるされたり、いじめされていることを恥ずかしいことである。そんなふうなことが、浮かび上がってきます。そんな中で、やはりその時の対処法、それを恥ずかしいことではないし、まず相談できるといいな。周りがそれに気づける人になりたいなというような指導をしていくようにしております。

これにしましても、そういうことがありますので、やっぱり子どものSOS、それをしっかり出せる環境、これは出していいんだよというふうな、子どもたちが得心できるような指導というのが、今後は特に大事になってくるのかなと思いますし、合わせて子どもたちへの指導だけではありません。教師も含めて、親もそうです、それから地域の大人もそうなんですが、やっぱりその子どもたちのSOSを感じられるだけの感性を、やはり合わせて高め

ていってもらいたいと思っております。

それから、そのような形で今、現状は進めていると思っておりますし、私もそうしてきたような記憶がございます。

それから、今後の改正自殺対策法に基づく市町村計画につきましてですが、平成30年度に策定すべく福祉保健課のほうで、やっていくものとは思いますが、けれども、当然のように子どもたちに関わることが多いですので、学校側からも発信をし、それから福祉課からの情報も聞かれたら提供しながら、良いものを作成していければと思っておりますので、そのような形で今のところ考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 町長のほうはよろしいの、町長。

○町長（中井 幸充） 今回の自殺対策基本法の一部改正に伴いまして、市町村計画をつくるという状況になっております。

特にですね、町村に求められる場合がございますが、実はこれは国及び県の1つの考え方に基づきという形の中で、今、三重県が現在、三重県としての対策の行動計画を策定している段階でございます。

従いまして、町はそれを受けて、市町村計画をつくるという形になっておりますので、現在、作業を進めているところでございます。

因みに、9月10日から16日までは、いわゆる自殺の予防週間ということで、位置づけられておりまして、三重県のほうでは街頭のPRも行っていたところでございます。

なお、明和町における自殺者の状況でございますが、ちょっと統計的には古いんですが、平成23年から27年までのこの5カ年間の間に、たくさんの方が亡くなられているんですが、14歳以下の子どもさんについては、自殺者はいません。

しかし、15歳から19歳の方につきましては、平成23年度で女性の方が1名、それから、平成27年には男性の方が1名、自殺で亡くなっているという統

計的な数字が出ております。

いずれにしても、この基本法が示すようにですね、誰もが自殺に追い込まれることのないような、地域社会づくり、これを目指して、しっかりと計画を立てていかなければならないと、そのように思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○9番（北岡 泰） ありがとうございます。

是非しっかりとした対策を、また政策的にですね、打っていただきたいというふうに思いますし、30年度へ向けて取り組みをお願いしたいと思えます。

学校教育のほうはですね、やはりなかなか一人ひとりのところまで、また、それぞれの家庭、地域にまでというと、なかなか広がりがないかもしれせんし、一つひとつ丁寧に進めていかなければなというふうに、お願いをしたいというふうに思います。

では、次にいかせていただきます。

不登校の児童・生徒を国や自治体が支援することを、初めて明記いたしました教育機会確保法が、昨年の12月に成立いたしました。

この中で1つ、国や自治体は不登校児童・生徒の学校以外の学習状況や、心身の状況を継続的に把握するのに必要な措置を講ずること。

2. 国や自治体は、不登校児童・生徒の多様な学びの重要性に鑑み、休養の必要性を踏まえ、児童・生徒や保護者への情報提供、助言に必要な措置を講ずること。

また、不登校につきましては、小中学校ともに新学習指導要領にも新設項目で、不登校児童への配慮も明記をされております。自治体は小中学校に通うことができなかつた人、夜間中学校などの教育機会を提供することも明記をされておりますが、明和町教育委員会では、どのように取り組んでみえる

か。現状と課題及び対策につきましては、これは教育長のほうに見解をよろしくをお願いします。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） それでは、明和町の不登校対策の取り組みについて、お答えをします。

まず現状でございます。不登校の定義と申しますのは、報告事項等では年間30日以上、病気や怪我等の欠席以外ということですので、インフルエンザ等の出席停止も入りませんし、それから、家庭の事情による事故欠等のものもございません。

その中での欠席ということになります。30日以上の子を一応不登校という定義を設けておるわけですが、それでいきますと、とりあえずこの近年3年間の報告を、とりあえずさせていただきます。

平成26年度には、小学校で7名、中学校で14名。

平成27年度、小学校で7名、中学校で15名。

それから、平成28年度、小学校で10名、中学校で23名。

平成29年度、今年度この7月末まででございますけども、小学校で4名、そして中学校のほうで6名の子どもさんが、不登校で休んだり、出てきたりという状態に入っております。

それから、因みに平成28年度、中学3年生だった不登校のお子さんが14名いらっしゃいました。その中で進学が13名、それで就職が1名ということも、合わせて報告させてもらいたいと思っています。

それから、この不登校につきましても、本当に大変な数字なんですけども、因みに三重県のほうでは、小学校が平成27年度ですけども、約500人。そして、中学校は1,300人、これは全国的に言いますと、小学校が2万7,000人で、中学校が約10万人と、やっぱりこれ社会問題というか、学校を預かるものとしては、とても大きな問題として、私たちは受け止めております。

これが1つの今の現状でございます。

私たち含めまして、今、不登校解決の目標というのは、ちょっと方向が変わってきてしまうと、いかんناと思っておるんですが、児童・生徒のやっぱり将来的な社会自立に向けての、やっぱり支援することでありますので、やっぱり不登校は、やっぱり心の問題だけで捉えるのではなく、子どもたちにとってはすごい進路の問題なんだということを、しっかり捉えて継続的な、やっぱり指導・支援、それから在学中はその見守りというのが大事やと思っております。

そして、不登校については、さまざまな原因がございます。それぞれに責任をなすり付けるのは楽なんですけども、それは家庭の問題もあるでしょう、そしてまた友人同士の問題もあるでしょうし、中学校へ行きますと、やっぱり部活の中での問題もありましょうし、いずれにしましても、学校生活の中で起こったような問題も、当然のようにあります。

そんなケースでも、やっぱり今は各担任、そして顧問等々が、一番関わりやすい者が、積極的に関わりながら、指導・助言をしながら学校への引き出しを図っておるところでございます。

ただ、子どもたちによって、いろいろ軽重という言葉が適切かどうかわかりませんが、ありますので、相談機関、そしてスクールカウンセラーさん等々をしながら、子どもも保護者も、そして教員も同じようにカウンセリングを受けながら、何とか登校させたいなという思いで取り組んでおるところでございます。

また、長期にわたる子どもたちにおきましては、やっぱり先ほど申し上げましたように、進路の問題ということを考えた時、やっぱり人との出会い、関わりというのを大事にしたい。

それから、学習のほうも、何とか底上げをしてやりたい。そういうことを考えていきますと、松阪市とそして多気町と明和町でつくっておる、鈴の森教室というのが、松阪の支援センターの中がございます。

こちらのほうへの登園、登校等を進めたり、相談をしながらしておるとこ

ろでございます。あとは今後の取り組みになるんですが、私は不登校の問題に関しましては、まず第一にしなきゃならんのは、私たち学校そのものが、やっぱり不登校を生まない、つukらない学校づくりというのが、すごく大事になるのかなと。その点からいきますと、やはり子どもたちが学校へ出にくい状況がありましたら、一番初発の動きというのが、すごく大事でありまして、その時にやっぱり職場の共同体制といいます、その子、その保護者に一番関わりやすい者が関わっていけるような共同体制というのが、学校としてすごく大切なことだと思います。

それと合わせて、教員そのものを部活等を扱っておるものもそうですけども、やはり子どものSOSというか、それが感じ取れるような感性を、合わせて教師そのものが身につけていかなければならないのかなと、1つは思っております。

しかしながら、不登校という状態に陥った場合には、やはり先ほども申し上げましたけども、鈴の森等施設のほうへ送らせていただくような格好、紹介させていただくような格好、頑張っておりますが、松阪にありますので、遠いということが非常にネックになっておりますので、前回にも問題行動というのをと伝えさせてもらいましたけども、やっぱり地域未来塾的なもの、ちょっと趣旨が違うかわかりませんが、そういったものを明和町に、何とかできないものかと、今、思っているところで、ちょうどこの夏休みに、夏休み子ども教室というのがございました。

その中で、皇學館の学生さんを交えながら、子どもたちの居場所づくりということで、6小学校とも40人から50人の子どもたちが、来ておりました。その中で、そういう活動をしていくことで、やっぱり子どもたちの居場所をつくっていくということで、大変大切なことだと思いましたので、よりこれをヒントにしましてですね、地域未来塾的なものをつくっていくことができないのかなというふうなことを、今、考えておまして、実際に考えは始める段階で、今おりますので、また議員のほうでも、またご紹介等々いた

きながら、どなたかやっていただく方がいないのかなと考えながら、今やっておるところでございます。

また無料塾等の兼ね合いもございますので、ここにやはり教育と福祉の連携というものが生まれてくるのかなと思っておりますので、そちらのほうの受け皿、居場所づくり的なものを合わせて考えていく必要があるのかなとは思っております。

合わせて、県下にはスクールカウンセラーというのが、県から雇っておるので、各校に配属されておるわけではございません。現在は中学校区に担当というのか、してもらっておりますので、なかなか欲しい時には来てもらえないというふうな状況がございますので、合わせて今後は、各小学校にも子どもが、そういう子どもたちが増えてきたということもありますので、スクールカウンセラーを常に配置していただけるような方向の要望ということも、取り組みの1つとして、考えていかなければと思っております。

それから、議員のおっしゃった夜間中学につきましては、三重県内にはまだございません。夜間中学の設置となりますと、やっぱり今から先生の問題等々もございませし、大きな課題もありますが、やはり今の状況を考えると、何かしらの受け皿を、県のほうもやっぱり考えていってもらう必要があるからだと思っておりますので、そちらについては県の動向も見据えながら、動向を見守っていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○9番（北岡 泰） 是非しっかりと対策を打っていただきたいと思いきし、考えていただいているということで、これ後で学習支援とか、そちらのほうで再度質問をさせていただきますけれども、先週の土曜日やったと思うんですけどもね、NHKで不登校についてのというので、親子の対談みたい

なんがあったんです。

その中で多くの不登校だったと子どもさんたちが、ある程度大きくなって成人になられて、どうして不登校になったのというのを聞くとですね、結局わからない。何でだったのかわからないというのが、ほとんどの方がそういう言われるそうなんです。

学校へ行かないと親御さんがですね、なんで学校へ行かへんのやって、学校へ行いくのか当たり前というところで、もう親子の軋轢が生まれ、そして先生との軋轢が生まれて、段々、段々と自分が認められない存在として、自分自身を引き込んでしまおうとかいう話がありましてね、これは大変なことなんだな、親御さんは親御さんですごい心配をしてですね、いろんなことを考えておられました。

先ほど教育長が紹介されたように、大学生を使つてのということで、和歌山大学に進まれた、この子は中学校不登校でほとんど行ってない方が、和歌山大学の大学生たちと、ご飯を食べたり、遊んだり、もう学習をするというんじゃないなくて、いろんなさまざまな事を月に2回、なんかやっていただいて、ボランティアで。

その中で中学校3年生の6月ぐらいにですね、その大学生の方に、僕どうしたらいいかなって、相談をした。そうしたら、とにかく高校へ行ったらどうやと、その大学生が声をかけてくれたというので、じゃあ受験しようというので、自分自身でそこから勉強し始めて、塾には行ってなかったそうなんですけど、高校へ進学し、そして和歌山大学にどうしても、あのお兄さんたちと同じような活動をしたいという思いで、和歌山大学に入られて、今はボランティアとして活動していますという方が、実際出てみえて報告をされてました。

もう一人のお子さんですね、まあお子さんって、もう成人をされておるんですけど、小学校、中学校と不登校であったと。その間に、この子は就職を、直接就職という形やなくて、いろんな仕事の体験みたいなんを、いろ

んなところでしに行ったというんですね。熱気球を飛ばそうとか、熱気球を飛ばすのに、ものすごい計算をしないかんということで、勉強したりとか。家をちょっと建てるのを、手伝いをしに行ったら、その家がどうやって造られるのかというのを勉強したりとか。それから、まずはご飯ぐらい自分で作ったと言われて、自分で料理をしまして、料理が上手になったりというので、そのまま社会に出て行って、大工さんをしながら、自分のお店を持つようになって、そのお店がすごく雰囲気がいいというので、今、工務店の社長になられておる。そういう方の紹介があったという、いろんな報告がありました。

すばらしいなって、そやけど、こんなことを親御さんたちは、もっと早う教えて欲しかったと、そこにみえとる方が、言ってみえますね。みんな小学校や中学校の不登校の方をいっぱい抱えておる、親御さんがおみえになりましたけれども、そういう反対に、せっかくそういうものが出てきたので、しっかりと取り組んで、明和町でも不登校の方が、将来を不安を抱かないように、学校へどうしても行かなくても、またそういう道は開けていくんだという、そういうぐらいの教師としての目線も必要だとは思いますが、また、少し違った目線です、いろんな支援をしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

次にいきます。

次に障害者差別解消法に基づく教育現場の取り組みについて、ちょっとお聞きをいたしたいと。これは前の教育長さんとも、いろんなお話をさせていただいて、昨年4月に施行されました、障害者差別解消法を踏まえまして、公立小中学校への看護師配置、医療的ケア体制に向けた取り組みについて、お伺いをいたします。

公立小中学校で、日常的にたんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な子どもが増加しつつあると聞きます。明和町においてははいないかもしれませんが、そういう現状ともし課題がございましたら、対策等も踏まえ

てお伺いをさせていただきたいと思います。

また合わせまして、幼稚園や保育所、こども園等の看護師配置ですね、これにつきましても、明和町における現状と課題及び対策について、これは前から聞いておるので、何遍も同じような質問になってしまいますが、よろしくお願いをしたいと思います。

そして、もう1つ合わせて、これも前西岡教育長とも話をして、検討しますということで、もう下村教育長に代わってしまいましたので。新学習指導要領には、プログラミングの体験やコンピューターに意図した処理を行わせるための必要な論理的な思考力を身につけるための学習活動が盛り込まれておりますと、前も言いましたけども、デジタル教科書や読み上げのできるデジタル教科書ですね、こういうものを導入する、しながらですね、やはり学習障害やですね、いろんなお子さんたちに対応していく体制整備をしっかりとていかないかんといいふうに思うんですけども、いろんな意味でのこれからの課題、それも踏まえて、この2点合わせて、教育長よろしくお願いをいたします。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） それでは、まず障害者差別解消法に基づく教育現場の取り組みということで、そちらのほうで医療ケア体制に向けた取り組みはどうなんだということで、まずそちらのほうからお答えさせていただきます。

現在そういった形で、たんの吸引、経管栄養等で看護師等が必要なお子さんは、学校のほうへ入学してきておりません。ただ、議員もおっしゃいましたように、今後はそういったお子さんが、私たちの学校へ入ってくることも十分ございますので、その際には、当然のように看護ケア、看護師のケアが必要なわけですので、当然のようにこちらのほうで、配置をしてかなければいけないことだと思っております。

ただ、配置の仕方は各校という形ではないにしろ、町内には6校、中学校

1校、それから幼稚園、保育所もございますので、やっぱりセンター的にどこかにおいていただいて、そういう体制はとっていく必要があるのかなと考えております。

それにつきましては、幼稚園も保育所もこども園も同じような考えでおりますので、ご承知おきをいただきたいと思います。従いまして、解答としましては、そういうお子さんが入学・入園された時点で、看護師の配置は考えていかなければならないと考えております。

それから、もう1つのデジタル教科書と、デジジー教科書等の導入に含めた取り組み、現状と課題なりがあるかどうかとは思いますので、そちらのほうの答えをさせていただきます。

デジタル教科書につきましては、前回、平成26年度に教科書のほうが改訂、それを期にですね、各小学校、町内各小学校で算数と理科のみ、デジタル教科書のほうを入れております。

使用してもらっておる先生方にも、概ね好評ですし、なかなか子どもにもわかりやすいというふうな、そういう意見ももろとるのやということを伺っております。今後もやっぱりこういった継続した授業で、使われる予定となっております。

ただ、デジタル教科書は、基本的には全ての時間、使うわけでは当然ありませんし、算数・理科におきましても、それぞれの単元で、そこは担任の裁量になるんですが、デジタル教材を使うほうが、より有効だろうというものについて、しっかりと単元を通じて使ってもろとることと思います。

画面は、私らの時代はまだなかった時代なんですけども、自分ではそういう指導をしたことがございませんので、ただそれを見させてもろとる感じでいきますと、字を大きくしたり、特に算数なんかの立体図形、立体を教えるときには大変有効だなというのを、見させてもらいながら感じたものでして、あれを自分がデジタル教材がない時には、どうやって立体、こっちから見るんやぞとか、いろんなことがなかなかできなかったのが、いとも簡単にでき

る。こういうデジタル教材の活用、先生方も改めて、どこでどう活用するのがいいのか考えていってもらいたいなと思っております。

課題としましては、各先生のデジタル教科書に対する、そういった理解度に差異がございます。それから、使用頻度に差があるということからいきますと、生徒たちに公平な学習の機会を与えておるかということ、ちょっと心配になってきますので、改めてそちらについては、今も情報教育の支援事業といたしまして、大変有能な方が来ていただいております、先生らには有効に研修を積ませてもらっておりますので、こちらのほうを引き続き、また町の予算をまたお願いしながら、教師のスキルアップにつなげていきたいというふうなことです。

それから、ただし私も先ほど申し上げましたように、先生方も勘違いしてほしくないのが、やはりあくまでツールなんで、これを使っていくと、非常に有効だと。その場面で、その子に応じた使い方を、やっぱりしていった欲しいと思いますし、合わせて絶対忘れてならんのは、基本的には授業の上手な先生は、デジタルを使っても、またやっぱり上手な授業をしてくれます。

ですので、合わせてデジタルをスキルアップするとともに、やはり教師の授業力向上という、もう一方の研修もしっかりしてもらいたいと思っております。

必ずこのデジタル教科書は使わなくてはならないのかと言いますと、32年から新指導要領になりますけれども、使わなくてはならないわけではありませんし、国定教科書、紙の媒体じゃなく、デジタルのほうは、おそらく無償ということにはなりません。

それから、国のほうも無償にはならないので、いろんな整備については、地方自治体のほうで考えていけということを言われます。大変な額がかかります。その辺りで今後もしその方向でいくと、保護者負担というのも出てしまうのかなという心配も1つしております。

しかしながら、もう町のほうでは、26年度の時に、算数と理科を先行導入

していったという経緯もございますので、その実績もありますので、できる限り環境については、町のほうで頑張っていきたいなど、私はまた頑張らんのかなと、頑張っていきたいなと思っております。

32年度から始まるやっぱり外国語活動、教育については、特にこのデジタル教材というのは、有効に活用できるのではないかなと、今思っております。

それから、デジジー教科書につきましては、昨年度にタブレットを下御糸小学校にほうに1台配置しました。それに堪能な先生がおりますので、今年、特別支援学級を受け持ってもらおうということで、一遍やってみてもらおうかということで、タブレットを入れて、それでデジジー教科書のほうを取り込みながら、どういった部分が有効であり、こういう活用をするとうまくいきますというふうなことがあればやっぱり6校に合わせて、そういうことを広めていってもらおうといえますか、先導的な役割を下御糸のほうに、今年お願いしましたので、役割をお願いしたところでございます。

以上のような格好で、今後やっぱりより充実していかなければならないと思いますので、整備とともに私たち教員のほうの、やっぱりスキルアップも含めて頑張っていかないかのかなと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○9番（北岡 泰） 看護師配置に関しましては、この7月でしたっけ、玉城町さんが、センター方式で看護師さんを配置して、対応するというところで、新聞に載っておりましたので、明和町もセンター方式で、なんかできるように、しっかりと対応していただけたらなど。

今、保育園ややっぱり小さなお子さんは、急に体調が変化したりしてですね、熱が急に上がったする。ある程度の体温が上がってしまうとですね、それぞれの園等からですね、保護者さんに電話を入れて、直ぐ迎えに来てくだ

さいという話になります。

ところが、お母さん方、お父さん方もお仕事をされておるので、なかなか迎えにこれない。そういう現状もしっかりご存知だとは思いますが、その部分を要するに園のほうもですね、看護師さんおらへんもんで、非常に対応に苦しんだり、悩んだりします。だから、その部分のしっかりとした体制整備に向けてですね、教育長さん含め町長さんも、予算が大変だと思いますので、対応していただけたらなというふうに要望させていただきます。

あとデジタル教科書に関しての教材に関しては、国がそんな方針を出しておるといっては、ちょっと知りませんでしたので、私ども党としてもですね、これからしっかりと取り組んでまいりたいと。地方自治体にですね、あまり過大な重荷を背負わさんようにですね、国はしっかりと取り組むように頑張ってもらいたいというふうに思います。

次にいきます。

就学援助におきます、ランドセル等新入学児童・生徒学用品費の入学前支給を可能にするための対応についてと、質問を書いたからですね、この新入学時に必要なランドセルなどの学用品の費用について、国が負担して、国のほうが方針出いただきましたので、委員会でちょっと質問させていただきましたら、この改正の趣旨及び明和町における準要保護児童・生徒の現状を鑑みたということで、もう早速この9月の定例会でですね、対応していただくということで、心から感謝をしたいというふうに思います。

しかし、義務教育化も過ぎましてね、高等教育に進む場合、本年より高等学校の授業料は、低所得者対策として、一部先行の無償化が始まっております。平成30年度、来年度以降はこれが本格的な実施になってまいります。

しかし、入学時の制服だとか、教科書代等は、この就学援助の対象になっているのか。ちょっとお聞きをしたいというふうに思います。なければですね、我が町独自の就学支援策として、私は取り組むべきであるというふうに思うんですけれども、その部分のちょっと考え方を伺いたい。

あと合わせまして、三重県下では現状、高等学校へ進学する場合の奨学金貸与または支給等の制度を持つ自治体は、四日市市、桑名市、伊賀市、名張市、松阪市、志摩市、尾鷲市等がございまして、明和町として取り組むお気持ちはないか、これについても合わせてお伺いをします。

よろしく申し上げます。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） それでは、高校入学時の制服等は就学援助の対象になっているのかということでございますけれども、ご存知のように入っておりません。これにつきましても、やっぱり入れていく必要があるのかな、してかないかんのやろなというふうな議論までは行っておりますけれども、まだ決定的にはなっておりませんので、考えていかなければならないなと思っております。

それから、高校生の奨学金の制度は、明和町にはございません。ございませんけれども、三重県のほうで高等学校等就学奨学金という制度がございます。将来、返済がただし必要でございます。生活保護基準の2倍以下の基準額の方が受けられるもので、入学時の一時金として、就学支度金も支給されるということでございます。

入学後の支給となりますけれども、必要な家庭は、こちらはご活用いただければなと思っております。ただ、そういうことで、現在では考えてはいないんですけれども、高校生の奨学金を設けている県内の市町の状況等を見ますと、29市町のうちの12市10町が、これを設けておるということで、そうするとここへ明和町は入っていないんだなというふうなこともございまして、やっぱり今後、考えていく必要があるのかなとは、今現在思っております。

合わせて、その設けておる12市10町の中身につきましては、先ほど高等学校等就学奨学金、これと重複はできないという自治体もあるということですので、どういう形でそれを設けていけるといいのかなというのは、今後、考

えていく段階にきているようには思っております。

それから、議員のほうからおっしゃいましたように、就学援助費の中で、中学校の準備として、そちらのほうへ盛り込めないかということでございます。これについても、先日いろいろ話をしまして、進学、就職、いろいろあるけども、そういうことをこれも難しいだろうなという話も、今、言っておりますので、今の現状を考えますと、考えていく必要があるのかなという段階でございますので、それだけお伝えさせていただきます。

それから、現在その高等学校の奨学金の実績でございます。これもちよつと報告させてもらいたいと思います。平成27年度入学者6名、それを利用させていただいております。それから平成28年度の入学者は2名、利用させていただいております。平成29年度、今年度は1名の利用ということでございますので、その数もだいたい考えながら、何とかできる範囲で、そののところ考えていきたいし、考えていかなければならない時期かなというふうには考えております。検討中ということで、申し訳ございません。お願いいたします。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○9番（北岡 泰） 是非、検討の課題として、しっかり入れていただきたい。それについては予算も入ってきますので、町長、申し訳ありませんが、要望ばかりで、お願いいたします。

やはり安心して、いろんな学校に行きたいという子どもさんが、進学ができるような、そういう支援策をですね、これは自治体だけではいかんと思いますので、国のほうにもしっかり要望しながらですね、両方で支えていくような体制をしていかなければならないのかなというふうに思っておりますので、1つお互い頑張っていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

この教育に関して最後の質問をさせていただきます。

先ほどもありましたけども、低所得者世帯への児童・生徒に対する学習支援、進学支援ということで、今回、質問をあげさせてもらうんですけど、所得関係なしにですね、子どもたちに対する学習支援や進学支援が必要かなというふうに、ちょっと変わってまいります。

現在、大学など高等教育を受ける人々が増える中、奨学金制度の重要性が高まっており、経済的な理由で学業を諦めることを防ぐ、大切なこの奨学金は役割を果たしております。

私ども公明党は長年に渡り、奨学金制度の拡充を推進し、返済義務のない給付型奨学金制度の創設が、ようやく現実のものとなり、平成29年度から約2,800人を対象に一部先行実施、30年度からは約2万人規模で、この本格的な奨学金制度が実施されてまいります。

しかし、大学の給付型奨学金を拡充し、高等教育の無償化を推進しても、義務教育機関での学力向上がなければ、これはなかなか進学ができないというのも現実でございます。そこで、低所得者世帯等へのですね、等というふうに逃げましたけれども、児童・生徒に対する学習支援、進学支援が必要になると、私は考えさせていただきます。

国も子どもの貧困対策として、子どもの居場所づくりに取り組む地方自治体やNPOを支援するために、さまざまな支援策を、今、打ち出しております。

内閣府は、地域こどもの未来応援交付金事業、これは対象は地域の資源を生かした学習支援や子ども食堂など、文部科学省は地域未来塾事業、対象は中高校生などを対象にした、原則無料の学習支援。厚生労働省は、生活保護世帯を含む生活困窮世帯への子どもの学習支援事業、対象は困窮世帯などの子ども向けの学習支援や居場所づくり、もう1つ子どもの生活学習支援事業は、対象は一人親家庭の子ども向けの学習支援や子ども食堂などが、これはございます。

これらの支援策は、これは複合的に合わせてもいいよというふうに、国の

方針がなっておりますので、複合的に組み合わせながら、効率的にこの事業を展開できる場合がございます。内閣府は、国で現状8件、地方自治体で141件の支援策を、一覧化して紹介をしております。また、今年度2017年度では、約500自治体がこの学習支援等に取り組んでおり、約2万人の子どもたちが利用しているというふうに報告をされております。

報道によりますと、文部科学省は9月2日までに、自治体が実施している学習支援事業で、主な対象の小中学生に加え、2018年度より高校中退者や中卒の子どもたちにも広げる方針を決めたというふうに聞いております。これは教育機会の格差が、将来の選択肢を狭めないように支援をする、こういう狙いがあるそうでございます。

また、文部科学省の統計では、高校中退者は近年減少傾向ではありますが、2015年は約4万9,000人だったとし、中学校卒業後、進学しない子どもは就職も含め、約1万3,000人もいるとのことでございます。

さらに厚生労働省は貧困の連鎖を防ぐには、早期の支援が必要なことから、小学生のいる世帯への支援も強化するとの方針であるというふうに伺っておりますが、この学習支援、進学支援について、先ほどちょっと教育長さん、触れていただきましたけれども、見解をお伺いしたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 本当に国のいろいろな事業を紹介していただきました。

ここに今、示していただいたチャートを見させていただいても、やっぱりここで初めて福祉と教育の連携、それでやっていけるんだというふうなことも、改めて感じさせてもらったところでございます。

そんな中で、当町に行っている生活困窮家庭への学習支援といたしましては、中学生が対象となっておりますけれども、多気度会福祉事務所のほうで行っております、生活困窮者自立支援制度の任意制度である、学習支援事業

がございます。

自宅や公共施設、これは自宅に限りません。公共施設等を利用しながら、中学生に県が委託している業者の方、たぶんトライさんだとは思いますが、けれども、学習指導にあたるというものです。

内容は、それぞれの内容は1回90分程度で、週1回、年間40回程度というふうなことでございます。これが週2回でも可能だというふうなことを、ちょっと文で読んだことがございますけれども、そのような形で設けられておるようです。

そして、当町のその様子なんですけれども、平成27年度その制度の開始以来、対象者はいましたが、希望がなく実施されていないという状況でございます。従いまして、福祉保健課のほうでは、実際にあたっていただいて、どうだろうと、進めていただいた段階なんですけれども、希望はなかったということです。

対象となるのが、27年度が3名の子どもさん、28年度が1名、それから29年度が3名おりました。この中でここで初めて、教育と福祉の連携事業というのを、ここをうまく使うとなるのかなと思ひまして、といたしましたのは、そういう状況の中で、こういう支援が受けられるというのを、福祉保健課からいくことも大事ですし、そこに直接、学校に投げかけることによって、そういうような進めによって、受けるのかもしれないなというようなことを、後から私、聞かせてもらって感じましたので、ここで初めて福祉と教育の連携というのが成立していくのではないのかなと思っていますので、その辺りの仕組みといいますか、考え方もしっかりしていかないかなあというふうには、改めて思いましたので、現在このある制度をできる限り、活用してもらえようようにしていければなと思っております。

それから、今後、教育委員会によって、不登校のところでも、話をさせてもらったんですが、地域未来塾的なものに取り組めないかと、検討を始めているところです。地域未来塾というのは、これを見ておりましたら、中学生

等とございますので、本当にもう小学校、それから将来的にはなりますけども、そうやった高校生までとは、まだ私どもとしては、小中学校までしかよう考えられませんけれども、検討を始めているところです。

やり方としましては、先ほどご紹介したような形ができないものかなというふうなことで、今やらしてもろとるんですが、まったく無料というわけにはいきませんが、この補助事業を活用して、地域の方々や学生さんたちに行ってもらおう。そういった学習塾ができないものかなと、学習習慣を身につけさせてもらうことを目的とした塾、それとともに人との関わりを深めて行く事業としても、できないかなと思っているところです。現在、担っていく方を探しているところですので、夏休みの学習教室であったような形のもので、何かできないものかなと考えておるところでございますし、実際に今、動き始めておることだけ、お伝えをさせていただきたいと思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○9番（北岡 泰） しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

先ほども紹介しましたように、やっぱり福祉と教育がしっかり連携していかないかと。学習支援だけに固定してしまうとですね、なかなか子どもさんも来にくいということもあるというふうに思いますので、遊びにいらっしやいと、遊びに行きましょうよという形ですね、呼んでくれるような、そういうちょっとご飯を食べにけえへんとかいう、子ども食堂みたいな、そういう複合的なものを取り組んでいけたらなというふうに思いますので、しっかりと一度教育委員会と、いろんなお話を含め、福祉健康課と打合せをしていただきながら、この複合的な取り組みを、一体どこがやるのか、場所も必要ですしね、いろんな取り組みを考えていただきたいのが1点と。

それから、放課後児童クラブなんかでね、遊ばすだけではなくって、そう

いう意味では福祉との連携ができるはずですので、放課後児童クラブなんかで、お子さんの学習支援なんかもするということも可能になるんじゃないかなというふうに僕は思うんですけども、そうすると現状、民間団体さんが受けていただいておりますので、そういうところで、しっかりと取り組んでいただけるのか、両方がお互い力を合わせながらですね、新しいものをどんどん生み出して、これはNPOで受けてくれるよというところがあれば、そこにお任せしたりですね、固定化をしないで、いろんな自由な発想をしながら、どうやって子どもさんたちの、そういう環境を整備していくのかということ、検討していただければなというふうに思います。

特にこども課さんは、両方兼ねていますもんね、文部科学省のほうも、それから厚生労働省のほうも、両方絡んでいますので、予算的にも全部そこが集約しながら、どうしていくかというのを検討していくという可能性もできると思いますので、そこら辺、合わせていろいろ検討していただきたいというふうに思っております。

では、次にいきます。

人事行政の運営等に関する状況報告にみる行政運営の課題について、お伺いをいたしたいというふうに思います。

現在、明和町では、うつ等による職員の療養休暇が増加しているように見えますが、これが最近の傾向なのか、なぜ増えてきたのか。そして、これまでどのように対策は行ってきたのか。これをお伺いしたいと思います。

関東学院大学の法学部の牧瀬稔准教授によりますと、療養休暇が増える一因として、職員数の減少と事務量の増大があるというふうに指摘をされております。

財政難を理由に、行財政改革として職員数を減らしたのですが、住民ニーズの多様化や国などの権限委譲により、事務量が増加していくと、そのギャップが生まれて、このギャップを埋めることができないと職員は、うつ等の病気になってしまう可能性があるというふうに、この先生は言われておるん

ですね。

これは縦の軸が職員数で、横軸が事務量ということで、表していただいて、おもしろいことを先生はちゃんと勉強しとるのやなというふうに思ったんですけれども、その中でこのギャップを埋める方法は、こんなんがあるんじゃないかというふうなことを、示されています。

第1に職員数を増やすこと。第2に超過勤務を増やすこと。第3に職員的能力開発を進めること。第4にそもそも論として、優秀な職員を採用すること。第5に住民ニーズの多様化や国などの権限委譲に伴い発生する事業を、外部団体に担ってもらうこと。第6に、国などからの権限委譲を断ってしまうこと。できるかどうか知りませんが、第7に、行政評価をしっかりと行い、1事業を創出したら1事業を廃止するという方法があるのではないかと。この先生は言われておるんですが、療養休暇の現状と対策、これについて、町長にお伺いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 今、人事行政の運営ということで、ご質問をいただきました。

その中で、今ですね、いろんな病気を抱えているという、明和町の状況はですね、ご指摘のとおりでございます、ゼロでは実はございません。ちょうど総務課長のほうから、今の状況の内容と、それから現在どのような取り組みを行っているかということについては、報告をさせていただきたいと思っております。

その中で、いろいろご指摘をいただきました。1つは、まずその原因として、職員数が減らされてきたというのではないかと。ということでございますが、ご案内のようにですね、平成17年の小泉内閣の時にですね、集中改革プランということで、現有職員からいわゆる5.5%減らせということでございまして、これが1つはご案内のように、市町村合併がございまして、合併し

たところは職員がダブっているのではないかと。そういうところで、どんどん、どんどんと職員を減らしてきたという経過がございます。

しかしながら、合併しなかった明和町においても、そのことを適用してきたというのが、実は現状でございます、3人の退職があった場合に、2人しか、あるいは1人しか、新規採用をしなかつたという、それがですね、平成21年まで続きました。

おかげさまでというか、平成17年の時に209人だった職員数が、実は190人、11人減りましてというところで、190人台まで減ってまいりました。そういうところで、正直なところ職員としてはですね、悲鳴をあげてきたというのが、現状であります。

一方で残業、じゃあ人が少なくなったから、それをどうカバーしていくのかということになってきますと、必然的に残業が余儀なくされると。その中でもですね、逆にいうと残業代を減らせという、そういうような一方で締めつけが、どうしても出てまいります。

そういう中でそういったところでですね、非常に職員自体がというような場合が、これは無きにしも非ずでございます。一方でですね、これは国に対して、1つご注文を申し上げたいのでございますけども、例えば臨時給付金とかですね、今回のマイナンバー制度とかですね、いわゆる国の制度そのもので、いわゆるどうしても市町村が受けなければならない部分とか、それと権限委譲で、どうしても国から県、県から市町村という形の中でということの中ではですね、どうしてもその業務を断るわけには、実はまいりませんので、受けざるを得ないというのが、今の実態でございます。

そういう中で、一方ではやはり財政的な面で、人を増やしてはならんという厳しい、指導ではございませんが、国からの助言をいただくという状況の中で、市町村の立場の中で、我々としては非常な苦勞をするというのが、実際の今の現状でございます。

そういう中で、もう1つは優秀な職員をとというお話を、ちょっといただき

ました。我々としましてはですね、一定の段階で削減というのは止めました。そういう中で、優秀な職員をやはり入れていかなければ、これからの時代、対応できていかないということの中では、専門職をとにかくということで、例えば今回もお願いをしておりましたが、社会福祉士とか、あるいは土木の技術屋さんとか、そういった形での部分というのを、採用をしていくということで、今、対応をさせていただいているわけでありまして、実はですね、一番のこの悩みは、採用時に採用の仕方というのですね、どういう形でやったらいいかというのが、一番の我々の悩みであります。

それで、1つはですね、私が採用させていただいたのは、今まではどちらかという、町長、副町長、あるいは教育長、そういったことで、面接官になってというようなことを、今までやってきたわけでありましてけれども、私の代になりましてからですね、いわゆる民間企業の人事担当の専門の方を面接官に入れるという形で、採用試験を行ってまいりました。

その結果、一時は良かったんですけども、実は最近になってという形の中では、役場へ入られてからですね、やっぱり1つはコミュニケーションをなかなかうまくようとれないという、そういう方が集まってしまっているというの、実は今、病気で休まれているというのが1つ。

それから、やはりその人の性格上問題がございまして、きちっとですね、物事が順序よく進んでいった時には、何のトラブルもないわけでありましてけれども、段々とですね、係長あるいは課長さんになると、やはり町民さんの意見、あるいは考え方で、いろいろとイレギュラーな部分が、こう出てくるわけでありまして、それらにうまく実はよう対応しないという形の中で、今、うつ状態に入ってしまったというような状況で、非常に苦労しているというのが、今の状況であります。

そういう中身につきましては、一応時間の関係もありますので、総務課長のほうから報告をさせていただく中で、これから我々としても、一番の対策、そこら辺をどうしていったらいいのか、よその事例も参考にしながらですね、

入ってからのそのなんていうんですかね、コミュニケーションのとり方、あるいは人事の適材適所の配置の仕方、そういったところにですね、注意をしなければならぬということで、正直なところ頭を悩ましてというのが、今の現状でございまして、中身に付きまして、総務課長のほうから報告をさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（西口 和良） 失礼をいたします。

私からはうつ病等による職員の療養休暇の取得状況及び対策ということで、少し具体的に説明をさせていただきます。

このうつ病等で、病気休暇を取得した職員につきましては、平成25年度は3人、平成26年度は2人、平成27年度は1人、平成28年度は4人で行いました。

そして、平成29年度、現在でございしますが、現在は3人が休職等で病気療養中でございます。療養期間とか、また内容は個々により異なりますが、この5年間での実人数は7人となります。うち4人は職場復帰をいたしまして、現在は通常の業務を行っているということでございます。

また、うつ病等、心の病を発症した場合には、病気休暇の取得とか、休職によりまして、主治医の診断の下、治療に専念をしてもらいます。そして、職場復帰に際しては、本人や主治医、また町の産業医の意見を聞く中で、それぞれに応じた復帰の計画を作り対応をしておるというふうな状況でございます。

また、職員のメンタルヘルス不調となることを未然に防止するための取り組みといたしましては、昨年からは臨時職員を含めて、全職員を対象に行いました、ストレスチェックを実施いたしております。

これは本人にストレスの気づき等を促すとともに、周りみんなですね、職場環境を良くするというところでございます。

また、それ以外にも、町職員を対象に行っています、月1回、メンタルへ

ルス相談、また三重県の市町職員互助会のメンタルヘルス相談等々、心の病に関する相談窓口の紹介を行い、メンタルヘルス不調等の対応をしております。

以上です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○9番（北岡 泰） 大変やとは思いますが、どういふ対応をするのかというのは、またどっかでゆっくりお話をしたいというふうに思いますし、お聞きをしたいなというふうに思います。僕の時間はたくさんありますので、ちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、執行部はもう1分を切りましたので、非常に難しいなとは思いますが、正職が増やせられないなら非正規を増やすとかいう話がありますね。

平均的には非正規職員というのは、2割ぐらいというふうに分かれておりますけれども、多いところというはね、秋田県の潟上市というんですか、非正規職員率が62.1%、長崎県の町、佐々町ですか66%というふうに分かれてあります。そんな非正規で、どうやって対応しとるのかなというふうにも思いますが、そこら辺で対応している自治体もあるということですね。

残業を増やすというのはね、これはもうこれから働き方改革で、残業は減らしていきましょうということですので、これもうちょっと体のことに関しては難しいと思いますので、残業を増やすわけにはいかんと。

そうすると、職員能力開発を進めたらどうなんやということで、私もたまに決算なんかで質問させてもらいますが、職員研修が非常に縮小して行って、外へ出て行ってない。

この人事行政運営のよその市町の報告なんかを見ていると、案外もっと多く行っているところがありますよね。だから、そこにどういふふうに分けて研修を、もっと利用してですね、職員さんたちのスキルアップをしていくのかと

ということと。

それからあと、この中に1つ書いてあるのが、明和町でやっているのかどうか分かりませんが、1職員1事業を、1職員2事業にするという。お互いにカバーができるような体制整備を、整備していくというのも、いいんじゃないかというふうにも、これは先生が書かれておることですから、現実にはそんなもんいくかかっていうふうな話になるかも知れませんが、そういうお話が書いてあります。

それから、先ほど言いました採用試験ですよ。これもですね、おもしろいのが、埼玉県の吉川市というところはですね、民間経験者の採用年齢を59歳まで拡大して、さらにスポーツ経験者枠も用意をして、情熱枠とかいうのを設けてね、私はこの町でこんなことをしたいんやという情熱をですね、語っていただいて、この人はやっぱりすごいなという人を、募集すると。筆記試験なんかありませんというふうな自治体も、生まれてきておるそうです。

こういう採用する、しないというのは、その時に選んで、結果どうなったのかというのは、なかなかありませんけども、情熱を持って、この行政に関わりたいと思って入ってきてくれる人なんてのは、すごいというふうに思いますし、昔お話ししたことがあるように、職員試験を受かって、半年間ぐらいは臨時、臨時というか、その人のなんていうんですか、この職場に合うか合わないか、半年ぐらいしっかり見てもらって、あなたどうですかってお話するぐらいの、それでもやっている自治体はあるというふうに聞いておりますので、そのぐらいのことをやらないと、採用したは倒れたはとか、採用したは辞めていったわという話では、なかなかうまくいかないのではないのかなというふうに思いますから。権限委譲というのもね、確かにどんどん、どんどん事業は来ますので、断れないという話がありましたけど、これもと国やと都道府県が持つ権限も、条例によって市町村に移譲する事務処理特例制度というのがあるんですけども、これが県と市町村の協議が整うことが前提というふうに書いてありますので、うちの町はとっても無理ですわと言うんや

ったら、返すこともできると、断ることも断れるんじゃないかというふうなお話も書いてありますし、逆にもう町村からですね、県に権限委譲、返すと、お願いしますと、お金は出しますので、そっちでやってくださいということも、できるよというふうに書いてありますので、そういうことができるのかどうか、また検討していただきたいなというふうに思います。

あとは1事業を創出したら、1事業を廃止するという、この行政評価をしつかり機能していれば、このこともしっかりとルール化したら、可能性があるよというふうにも書かれておりますので、事業もこれ以上、拡大しない。何かやっぱり国として入ってくる、断れないというのであれば、何らかの部分削っていかないかなのやないかなというふうにも思いますし、あとは僕思うんやけども、課長職も係長職もそうなんですけども、見ておると、短期で動きすぎなんじゃないかなというふうな気がします。

仕事に慣れないうちに異動したりね、そこの部分で職員さんにすごいストレスがかかってしまうんやないかなというふうにも思いますので、市みたいにならずとそこで専門職でおる人なんていうのは、それがいいのか悪いのかは別問題として、あまり異動が多すぎると、それはまた1つの傾向を生んでしまうのかなというふうに思いますので、その部分のご検討をお願いしたいというふうに思います。

もう1つが、メンタルクリニックの福島さんという方が、ちょっと記事を書かれていましたので、ご紹介しますが、うつ病とうつ的な障害みたいなものと、ストレス障害というんですかね、それはまた別で、ストレス障害からそのままうつ病に変わるというのは、なかなか少ないらしいです。

ですから、ストレス障害、ちょっと起きた。先ほどメンタルのテストをしてもらってますけども、メンタルテストして、ちょっと大変なやと思う時に、これ傷なんだそうです、傷、怪我と一緒に、そこで早く手当をしてあげれば治るそうなんです。でもそれを放置してしまうと、どうしても傷がどんどん悪化して、怪我が悪化して、もう戻れなくなる、立ち直れなくなるという

ふうなことが、書かれております。

それに対してですね、健康な体を維持するとか、ストレスに負けない上で、一番大切なのは遊びやとか、いろんなことを書かれておまして、ちょっと紹介しますけども、ストレス対策で何より大切なことは、円満な家庭と良き仲間、心身の健康、仕事への自信と誇り、そして人生の目的をしっかりと持つということが、ストレスに打ち勝つ方法だというふうに書いております。

明和町の役場の中がですね、お互い支え会えるような仲間の体制にもっていけるよう、町長しっかり指導していただかないかなのかなというふうに思っております。

あと最後に、この人事行政の運営等の状況についてというので、調べさせていただきまして、ただ報告内容がちょっと違うなど。町のスタイルと、市のスタイルがあるのかなと。なんか町の採用と市の採用が、全然ページ数が違っていたりですね、分析が違っていたりしますので、そこら辺をちょっと総務課長さんに簡単に、最後に時間がありませんのでね、短く説明していただきたいと思っておりますけども。私も松阪市さんのですね、休暇等の導入状況というのが、どういう休暇がありますよというのが書いてあるんですけども、その中でね、休暇等の取得状況で、対象人員どのぐらいで、年間どのぐらいでというふうに書いてあるんですね。

その中で、病気休暇とか、それとか結婚、生理、妊婦、産前産後、妻の出産、子の看護、短期介護、忌引とか、いろいろ細かく分析をしていただいております、うちの自分とこの職員さんが、何人それを取って、何日間、使っているのを、細かく報告を書いてあって、このぐらい書いてあると、その中でも、また細かいものは別の資料になっていまして、これ以上、インターネットでは見れないんですけども、短期の先ほどいうように、ストレスで短期に休んだ方もおみえになるかもわかりませんし、長期になってしまう方もあるかもしれませんけれども、1つひとつそういう意味で、細かく行政さんが分析をしていかないと、本当に見えてこないんじゃないかなというふう

に、ちょっと心配をいたしますので、ここら辺のシステムのあり方ですね、とか分析の仕方というのを、簡単にちょっと説明していただいて、これからどんなふうに変えていくのか、お考えがありましたら、よろしく願います。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問に対する答弁、総務課長。

○総務課長（西口 和良） 先ほど人事行政の運用状況の公表ということでございまして、これにつきましては、地方公務員法に基づく、公表項目がございまして。

それに基づきまして、その項目を掲げて、公表いたしておるわけですが、公表の内容、様式につきましては、任意ということで、市町で多少の違いはございます。

今回、明和町におきまして、28年度、昨年度分を公表いたしましたけど、その中には新しく休業に関する項目等を、今回、追加をいたしました。今後ですね、ご指摘いただいている項目も含めまして、これについては今後も他の市町の状況も参考に検討いたしまして、その内容の充実に努めていきたいというふうに考えております。

よろしく願います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員。

○9番（北岡 泰） ストレスチェック等していただいているのは、よくわかりますけど、ストレスチェックして、職員さんからどうやって報告があがってきて、じゃあお医者さんへ行きなさいよと、ペンと放るような体制じゃなくて、なぜそういうふうになっているのかというのを、それぞれの担当課であったり、園であったり、いろんなところがですね、自分たちでまずは分析をする。

そして、その方に対して、1つひとつ丁寧にやっていくということが、少しでも軽減されるような道ではないかなというふうに思いますので、分析も

しっかりしていただいて、そして、そういう体制をとっていただくということで、要望させていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で、北岡泰議員の一般質問を終わります。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

隣の時計で50分。

（午前 10時 38分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 50分）

5番 中井啓悟 議員

○議長（辻井 成人） 2番通告者は、中井啓悟議員であります。

質問項目は、「庁舎の現状について」、「空き家・空き地対策について」の2点であります。

中井啓悟議員、登壇願います。

○5番（中井 啓悟） おはようございます。

登壇のお許しをいただきましたので、事前通告に基づきまして、質問のほをさせていただきます。

まず、1点目、庁舎の現状について、質問いたします。

昨年9月議会の一般質問で、公共施設整備の進捗状況と耐震化の考え方について、質問させていただきました。

新庁舎の基本構想・基本計画は策定済みであり、方向性が固まり次第、事業進められるよう調整していくといった答弁をいただきましたが、結果として、中学校整備を先行させることとなり、現在に至ることになりました。

昨年4月に発生した熊本地震で、熊本県宇土市など複数の自治体庁舎が損壊したのを機会として、注目が集まった役場の耐震化ですが、三重県によりますと県内の自治体庁舎の88.9%が耐震化されているとのことで、残りの11.1%の中に明和町は含まれることとなります。

昨年12月の段階では、県内では尾鷲市庁舎も築56年で、震度5強程度で倒壊しないという旧耐震化基準で建てられており、想定される震度7の地震が起きれば、耐えられる保証はないということで、尾鷲市も耐震診断を実施されておるようです。

そこで質問ですが、庁舎関係の今年の予算では、耐震診断調査業務委託料300万円が計上されています。現在どのような進捗になっているのか、お伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 中井議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 中井議員のほうから、庁舎の耐震診断についてのご質問をいただきました。

ご案内のように、地震とか津波、あるいは台風、そういった時の自然災害の対策本部と申しますか、そういったものは、この役場庁舎が中心になることは論を待たないわけであります。

実は昨年の熊本地震以降ですね、この対策本部となる庁舎、これらについ

ては、先ほど中井議員からのほうからも、ご指摘いただきました。また、数多くの議員さんからも、役場の庁舎は大丈夫かというような、実はご意見、ご心配を、さまざまな方からもいただいておりますのが、今の状況でございます。

そういうことの中で、先ほどご指摘いただきましたように、役場の庁舎、実は前回、耐震調査をしたのが、平成10年ということでございます。以降、18年が実は経過しているわけでありまして、皆さんからご指摘いただきましたように、大丈夫なんかよということの中で、改めてこの平成29年度当初予算でお認めをいただき、耐震調査を実施をさせていただきました。

ご案内のように、耐震の基準そのものは、以前と違いまして、I S値がこの避難所、あるいは災害対策本部になる庁舎等は、引き上げられておりますので、後ほど総務課長のほうから、耐震調査の結果については、詳しく説明をさせていただきますが、ご指摘いただきましたように、この去る5月19日にですね、三重県から建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、大規模地震が発生した場合において、その利用を確保することが、広域上必要な建築物、いわゆる防災拠点として大丈夫かよというようなことの中で、先ほどご指摘いただきましたように、三重県では尾鷲と、それから伊賀市と明和町、このいわゆる旧耐震基準で建てられた建物が、指摘を受けておるところでございます。

先日も実は県の防災の部長さんからですね、明和町さんその後、どういう取り組みをされておりますかという形の中で、その経過等々も報告するよということ、指摘を受けておりますので、今回の耐震調査の結果をもって、県のほうに報告はさせていただきます、今後の対策をこれから検討をしてみたいと、そのように思っておるところでございますので、よろしく願い申し上げて、答弁に代えたいと思います。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（西口 和良） それでは、私から調査結果について、ご説明をさせていただきます。

今回の調査は、庁舎の鉄筋コンクリートづくり部分の1、2階、各階ごとの圧縮強度試験、またそれ以外に不同沈下量測定、それから目視調査等を実施をいたしました。

その結果、昭和35年に建築いたしました役場東棟、これは玄関入って右側、人権生活とか税務課等のエリアでございます。それにつきまして、建物の耐震性の指標であるI S値が0.5以下、また昭和52年に建築いたしました、役場西棟、これは玄関を入れて左側のまち整備課等のエリアでございますが、ここではI S値が0.7以下ということで、いずれも平成19年に改定されました、官庁施設の総合耐震計画基準の庁舎の目標I S値が0.9と定められておりますが、これをいずれも下回り、大規模地震の振動及び衝撃に対して、倒壊または崩壊する危険性があるとの診断結果となりました。

なお、平成5年、8年、12年に増改築いたしました、鉄骨づくり部分、これは新耐震基準でございますが、これにつきましては、建物の不同沈下、経年劣化等、構造欠陥み見受けられないというふうな結果でございました。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○5番（中井 啓悟） 県のほうから2市1町、明和町のほか尾鷲市、伊賀市が指摘されたということなんですけども、尾鷲市については新庁舎建設に向けて進められておるという話を聞いております。

伊賀市についての情報はないんですけども、亀山市については、亀山市の庁舎も相当古いということで、耐震改修で進めていくという話も、こちらも聞いておるんですけども、その中で明和町は、先ほど結果等々お伺いしたんですけども、今後どのような時期に、どのような計画を進められていくのかというところを、ちょっと具体的にわかればお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 庁舎の建て替えにつきましては、正直なところ莫大な費用がいるということでございます。

今まではですね、実はなかなか国や県の財政支援的なものはございませんでした。従いまして、庁舎等を建て替える場合は、自らの基金、いわゆる一般家庭でいえば預金なんかを積み立ててですね、それに備えていくというのが、今までの状況でございました。

しかしながら、平成29年度、今年度におきまして、国のほうでですね、実は熊本地震とか、そういったところの対応、それらを踏まえてですね、新たにこの市町村役場機能緊急保全事業ということで、これは起債事業でございますけれども、いわゆる借金にはなるわけでありましたが、そういった財政的な支援をですね、新たに打ち出していただきました。

ただし、これにつきましても、平成32年までの実は時限立法的なものでございます。その中では、いわゆる役場だけではなしにですね、実は公共施設、例えば避難所とかですね、そういったところになる場所、そういったところの公共施設のですね、防災計画、耐震計画、そういったものも合わせてですね、計画を立てる中でというような、1つは条件的なものが付いておりますので、町としてもですね、以前に公共施設等のいろいろな管理計画と申しますか、総合的な管理計画、これを策定いたしておりますので、それらを見直す中でですね、庁舎の整備、今の時点で何年度というかたちで、明確にですね、答えをちょっとするわけにはまいりませんが、いずれにしても、これらを活用したいと思えますと、平成32年度までにですね、対応していかなければならないということでございますので、もう少しいろんな研究をさせていただく中でですね、対応策を考えてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○5番（中井 啓悟） 今後の対応はどうなんですかということで、先ほど答弁いただきました。

市町村役場機能保全事業ですか、それについてですね、役場庁舎に限らず大淀小学校等々も、メニューにのればと思っておるんですけども、その事業の活用というのを考えられておるということですが、この事業についての具体的な内容というのが、わかればお伺いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、総務課長。

○総務課長（西口 和良） そういった市町村役場機能緊急保全事業でございまして、この事業につきましては、対象事業が昭和56年の新耐震基準導入前に建設をされておるというところが条件でございます。

また、それ以外にも要件といたしまして、公共施設等総合管理計画、昨年度策定しました、この計画及び個別施設計画に基づく事業ということでございます。

また、財政措置といたしましては、地方債の充当率、これが起債対象経費の90%以内、交付税措置につきましては、この起債対象経費の75%を上限として、その元利償還金の30%を、交付税措置ということで、戻ってくるというふうな内容でございまして、事業年度は平成29年度から平成32年度までの4年間ということでございます。

以上です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○5番（中井 啓悟） ありがとうございます。

その90%とか、75%とかあったんですけども、新庁舎を建設する際、仮に20億だったという場合において、従来の起債、借入、借金と比べて、どれだけ有利になるのかということ、今ざっくりわかりますかね。

起債の90%、全体の90%が起債ということで、そのうちの75%、そのうち

の30%が交付税措置だということで、理解したんで、ちょっと計算がわかりませんけれども、20億のうち4億、5億というところが、少なくて済むのかなと。4億、5億低く建てるのかなというふうに理解したんですけども、これまでちょっと考えておった事業よりも、負担が少なくて済むのであれば、そういうのを存分に活用していただいて、早急な対応をお願いしたいと思います。

これまで対応できなかったのは、財政難から来るものであると思いますが、災害はいつ発生するかわかりません。昨年12月18日の中日新聞に、尾鷲市庁舎の記事が掲載されておりました。

尾鷲市の庁舎は1961年に建てられておりますが、災害時の拠点としては、2005年に防災センターが建てられており、一定の対策がされているものと思います。明和町の庁舎は2007年に定められた、現在の基準に沿った耐震化は行われておらず、1960年に建てられており、尾鷲市よりも古く、また防災センターなどの災害時の拠点になる明確な場所もありません。

財政が厳しいのは理解いたしますが、在庁舎職員などの人命には代えることができないので、調査結果を基に活用可能な事業等を入れて、迅速な対応をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

それでは、空き家、空き地の問題について、質問いたします。

人口減少を背景に増え続ける空き家は、さまざまな問題を各地域に巻き起こしていると感じています。空き家が適切に管理されていないために、火災の原因になることがあるほか、地震の際に壊れて道路をふさぎ、避難に支障をきたすこともあるかもしれません。

また、防犯の面からも空き家が犯罪に使われるケースも出てきており、早急な対応が必要であると考えます。

平成25年、4年前の全国での空き家の数は820万戸と、10年前に比べて、約160万戸増えたそうです。国土交通省によると、空き家の取得要因は、半数以上、相続が占めているが、所有者の約4分の1が車や電車で、1時間以

上かかる遠隔地に住んでいるとのことで、解体するにしても、費用がかかることや、固定資産税の宅地化税の特例など、さまざまな制約もあって、当面の必要性がなければ、空き家として放置されている事例が多いとのことだそうです。

現在、明和町の空き家の実態が、どのように変化してきているのかお尋ねいたします。

平成23年度に、自治会長さんからの聴き取りによる、空き家実態調査を実施され、254件の空き家が確認されました。その後、平成27年度に再度、空き家等の実態調査と所有者の意向調査を実施されていますので、改めて明和町の空き家がどのように変化してきているのか質問いたします。

○議長（辻井 成人） 中井議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 明和町の空き家でございますが、実は空家等の対策の推進に関する特別措置が、平成26年に、実はできたわけではありますが、それ以前の私は平成22年の時にですね、町内各地をずっと自治会長さん等々で、回らせて、訪問させていただいた時にですね、自治会長さんから実はうちところの在所、自治会に空き家が随分増えてきたんやけどというふうなことが、実は指摘をされました。

その中で、一番困っているのは何かというと、火災、それから防犯、いわゆる空き巣が入って困っているんやというような、実はお話を、平成22年の時にいただきました。

ですもんで、実はその時にはまだ法律的なものは、できあがってはいなかったんですけども、とりあえずその実態がどうなっているんかということで、平成23年に調査をさせていただいたところですね、今、ご指摘いただいたように、254軒の空き家があるというのを、各自治会からの報告をいただきました。

それで、これはですね、どうなんやろなということの中で、実はいろんな方々に相談させていただいたところですね、国のほうでは、公明党さんが、

実は主体的になって、この空き家対策を何とかしてかないかんのやというようなことの中で、明和町の実態もですね、実は議員さん通じてですね、あげさせていただいたというような経過がございます。

それから、暫く経って年数が、この空家等の対策の推進に関する法律というのが、これは時限立法だというふうに聞いておりますが、何とか全国的に進めていかなければならんということで、特別措置法をつくっていただいたところでございます。

その後ですね、総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針というのが、平成27年2月に実は出されました。現在は、それらに基づいてですね、明和町でも空き家対策をなんとかしていかないかんということの中で、進めておるところでございます。

先ほどご質問がございました、平成23年から現在までの明和町の取り組み、あるいは空き家の実態の推移、これらにつきましては、ちょっと人権生活環境課長のほうから、詳細について報告をさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 失礼します。

平成23年度に、まずしたわけでございますけれども、それは全町で254件とは、今、中井議員さんもお話になったところでございます。

27年度にはですね、もう一度自治会長さんからですね、報告をいただいて、全町で報告いただきましたのが、321件ということでございました。実際にですね、直接、係の者がですね、出向きまして、いろいろ現地の物件等を目視でございますけれども、外観から状態も調査をさせていただきました。その外観からの調査の時点では、既にですね、取り壊しとか売却済み部分の対象の部分もあったんですけども、その対象外が35件ございまして、実際にですね、286件についてですね、調査をさせていただいております。

286件ということでございますんで、23年度からですね、32件、13%増加しているという結果でございました。やはりですね、ご指摘のようにですね、

空き家は増加傾向にあると考えられます。

外観からの目視調査でございますけども、老朽度はどうかという調査も行われておりますが、管理状況が良いものについては、うち76件ですね、管理状況が比較的良い、小さな修繕で済むというものが、64件ございました。合計いたしますと、140件が全体の43.6%が、非常に管理状況も良いというような状況でございました。

大規模な修繕が必要と思われるものは、44件ございまして、合計いたしますと、184件で、57.3%でございました。

老朽化が著しいものにつきましてはですね、30件ほどあったということでございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○5番（中井 啓悟） 大規模修繕が44件あるということで、お聞きしたのですけれども、今年1月に立ち上げられた建築士、司法書士、土地家屋調査士等々と住民代表などで構成される空家対策協議会の開催状況と、議論された内容及び明和町として、空き家問題をどのような方向に進めていくのかをお聞きいたします。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 今年1月にですね、空家対策協議会を立ち上げさせていただきまして、現在のところですね、開催は1回でございますけども、この対策協議会のメンバーといたしましては、建築士なり、司法書士、土地家屋調査士等ですね、総勢、法務局等の職員さんも含めまして、14名の委員で構成させていただきまして、実際にその第1回の協議会ではですね、空き家バンク制度とかですね、修繕費の補助とか、実際、その所有者不明の物件についてはどうなのかとか、あと相続登記の推進とかですね、

そういった面での推進と、意見をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） まだあるんならどうぞ。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 今後ですね、これら協議会のほうでは、そういう意見もいただいてまして、今年ですね、一応、空き家対策計画のほうをですね、策定することを考えておりまして、今ですね、実際、役場内でも担当者レベルなんですけど、専門部会等を開催しながらですね、今年度、対策計画のほうの策定を進めているところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○5番（中井 啓悟） 大台町ではですね、平成24年度から空き家バンクを立ち上げて、町が助成をしながら進められているそうです。

また多気町では、大台町と同様に平成25年度から、空き家の利活用NPOとタイアップしながら進められているということで、明和町は今年度から、実質動き出すということで、これからどうやっていくか検討すると、今の状況でいかにも対策の遅れをとっているように感じます。

平成27年に全面施行された空き家等対策特別措置法は、倒壊の恐れや景観を著しく損なう空き家を、特定空き家として、またこれは後で質問させてもらうんですけども、特定空き家として定義し、市町村が所有者に除去や修繕を指導、勧告、命令できるようにしています。

所有者が命令に従わない場合は、強制執行もできるということです。今年の3月時点で、指導した市町村数は221市町村、勧告は74、命令は17あるそうですが、その特定空き家について、質問させていただきます。

全体の空き家の利活用については、先ほども言いました、協議会の中でじっくりと検討してもらえればいいかと思いますが、先ほども言ったように、倒壊の恐れや景観を著しく損なう空き家のこと、いわゆる特定空き家につい

ては、協議会とは別に、町の対策として、早急に是正するよう所有者に対しての指導、勧告、命令をしていただきたいと思いますと思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 特定空き家に対する指導、勧告、命令ということでございますけども、実際、空き家等対策特別措置法ではですね、特定空き家の所有者に対しまして、そういった指導、勧告、命令、それでもなお履行しない場合には、行政代執行ができるということでございますけども、現在、特定空き家を指導、勧告、命令を前提といたしました、特定空き家の認定した物件はございませんけれども、特定空き家の認定につきましてはですね、その対応につきましては、いろいろ別途県にも相談させていただいておるんですけども、全国の情報も聞かせていただく中でですね、国から中井議員さんおっしゃられました、特定空き家の認定基準につきましては、国からガイドラインが出されているわけでございますけども、町独自のですね、基準の整備も必要であるというようなことも、県のほうからアドバイスもいただいております。そういった状況でございます。

現在はですね、老朽化が著しい物件に限らずですね、空き家、空き地も含めてですね、管理が不十分なケースにつきましてはですね、地域からの連絡をいただく中で、所有者に対応の要請文書を出させていただいておるところでございます。

直接電話で話をさせていただく、対応もするケースもございます。一応、特定空き家の認定につきましてはですね、今後の計画の中でもですね、どういものが特定空き家の認定基準も、定めていくことも必要でございますし、計画の中でですね、利活用もあり、また、その除却、行政代執行がどのようなケースが、行政代執行していくのかというような内容もですね、定めていく必要があると思いますので、並行してですね、考えさせていただくことになると思います。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○5番（中井 啓悟） 平成27年の調査以降なんですけれども、特定空き家と認定した物件はないということなんですけれども、空き家対策特別措置法は、周辺の環境に深刻な影響を及ぼしている空き家のことを指しておりまして、そのまま放置すると著しく保安上危険、または衛生上、有害とする恐れのある状態、適切に管理されていないため、著しく景観を損なっている状態であると認められる空き家をいうというふうに定義をしております。

現在でも、特定空き家に該当するような空き家は、明和町内にたくさんあると思いますし、その近隣のお宅や地域は、早く本当に何とかして欲しいと、切実に思っておられると思います。

また台風等々でも心配したりしなければなりませんし、僕が知っている空き家でもですね、敷地内で背丈ほどの草木が生い茂っておって、タヌキやネズミ等の小動物、それがまた畑を荒らすというようなことも聞いているので、そういった環境面、衛生面からも今現在、問題が起こっていることについては、どのようにお考えなのか、教えていただきたいと思います。

すいません、議長、もう1つ。

続けてよろしいですか。

空き家・空き地の雑草等の管理要請の通知について、先ほど言われたような大規模の部分、大規模修繕の部分じゃない、44件ほどあるというふうに聞かせていただいたんですけど、そこに該当するのか、それ以外の部分なのかわかりませんが、文書を送付されたり、電話したりというふうな対応をされておるようなんですけども、それについても所在不明とか、相続放棄などで困っている部分があるかと思いますが、こういった時の手続きについてなんですけども、人権生活環境課にどのような手続きをすればいいのか。また

ですね、それ以前にも、改めて広報掲載なんかで、窓口のある担当課、人権生活環境課ですよとか、また、対応内容が、こういった対応をさせていただきますというようなことを、改めて周知するということは、していただくことはできないのでしょうか。

以上、ちょっと2点お願いします。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 1つは特定空き家の関係でございますけども、先ほど課長のほうからも説明しましたが、ガイドラインが平成28年4月に出されております。

その中には、先ほど言いましたように、特定空き家に認定する一定の考え方が、国のほうから示されておるところでございます。明和町もそれに該当する建物が、まったくゼロかという、それではなしに、該当する建物が実はございます。

その中でですね、実は1つの例として一番困っておりますのは、先ほどご指摘いただきましたように、台風とかあるいは衛生上の問題だとか、それから、防犯上、防災上、いろんな角度からですね、この物件については何とか処理をしたいというような思いの中で、弁護士さんにも入っていただく中でですね、実は取り組んだ経過があるんですけども、その中ではですね、いわゆるまず1点、考えられますのは、相続人なりそういった所有者に対して、先程来、言われておりますように、勧告とか通知とか、もしくは電話での催促とか、そういった要請はですね、撤去の要請等々は今までもやってきたんですが、その物件につきましては、実は相続人は居ることは居るんですけども、もう直系の相続人ではなしには、その人には子どもがなくて亡くなりました。

親戚とか、その方の兄弟とか、従兄弟、はこの段階まで、ずっといったんですけども、正直なところは、そのところで相続登記の、なんていうんですか、放棄をされたということの中ではですね、そこで相続人関係のいわ

ゆる手続きが途絶えてしまったというのが、実際はございます。

じゃあそういった場合に、どうするのかということになりますと、何もです、債権、いわゆる抵当権が設定されていなければ、いわゆる町が弁護士に頼んで、その債権者になっていただいでですね、そして、処分なり何なりという手続きが、本当はできるんですけれども、実はこの物件についてはですね、債権者がございました。

本来であれば、その債権者の方が、申立人になっていただいで、そして、処理をしていくというのが、このガイドラインの中に示されているわけでありまして、その債権者の方が動いてくれないというのが、今の現実でございまして、と言いますのは、一番抵当、二番抵当、三番抵当、いろいろございましてですね、債権者が管理人を設定していただいで、それでその管理人が、競売なり何なりにかけていただいで、処分をいただく。その費用をもって、いわゆる取り壊し等々の費用を賄うというのが、1つの方法なんですけれども、現在のところ、それが行き詰まっているというのが、今、物件としてございます。

それとですね、合わせてそういったところでですね、なかなか催促なり連絡をさせていただいて、何とか手立てをしてくださいということを、連絡はするんですけれども、なかなか応じてもらえないというのが現状であります。

しからは先ほど言われたように、代執行がその時点ができるかというのです、これは相手にですね、きちとした形で、法的に伝えなければならんという、そのところがまだ町としては、先ほどご指摘いただきましたけれども、遅れている部分がございましてですね、なかなかそこまではいっていないというのが、今の現状でございます。

従いまして、我々としてこれからやらなければならないのは、この空き家対策のこの協議会、審議会、そういったところでですね、きちとしたその位置づけをしていく中でですね、最終的にそういった法的な手続きをやらなければならないというふうに考えております。

代執行をやることについては、簡単なんですけども、その費用をですね、最終的にその相手方に払っていただかなければ、町民の税金を使ってやるお話でございますので、そこのところは法的にですね、きちっとできるように、そういうなんていうんですか、システムをですね、きちっとしていかないと、なんていうんですか、無駄に、家は取り壊したけれども、その費用がなかなか町民の負担になってしまうというようなことにも、なりかねませんので、今しばらくそういった手続き上の問題等々も含めて、対策協議会の中でですね、きちっと整理していきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（辻井 成人） 草とか獣害はどうなんかな。

人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 周知につきましては、いろいろ全町自治会長会議の説明会の時の、いろいろ話もさせていただいておりますし、そういった問い合わせ等がございましたら、私のところに電話なりを回していただいてですね、対応させていただいております。

実際、中井議員さんが、たぶんおっしゃられる点につきましては、既にいろいろ所有者とか、いろいろの調査もさせていただきまして、地元からもいろいろお話も、相談にもものらさせていただきまして、今、町長がお話させていただいたような形になっておる状況でございます。

以上です。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（中井 幸充） 答弁忘れましたが、こういった問題の窓口は、現在のところ人権生活環境課で対応しておりますが、私としましてはですね、これが本格的に利活用も含めて動いてくるということであればですね、これは専門的な部署でやらないと、これだけの件数を扱っていくということについては、非常に1係、1担当では、非常に難しいかなと。専門的な部署を置きたいなというふうには思っております。

合わせまして、これは防災企画のほうで、地方創生の関係でですね、移住定住の関係で、その空き家の利活用の部分で、現在もなんていうんですか、三重県と一緒にですね、そういった利活用しませんかというような、そういう案内も実はさせてはいただいておりますし、これから移住定住の関係ではですね、そういった活用も図っていかねばなりませんので、総合的にやはり対応できるような、そういうセクションは一応考えていかねばならんと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○5番（中井 啓悟） 専門の係を置くって、ちょっと次の質問を、僕させてもらおうかなと思いましたが、周知の方法にもついて、全町自治会長会等々で言うておられるということで、新たに新しい方法というのも考えていただいて、周知のほうを徹底していただくように、全町民の皆さんに知っていただけるように、していただきたいと思ひます。

また、当然この特定空き家というのは、所有者が不明やということから、必然的に荒れてくるというのが、これはもう仕方ないことやと思ひんですけども、当然、代執行に踏み切るのは大変なことですので、それを進めているわけではないので、そこら辺はよろしくお願ひいたします。

それでは、3つ目の質問になりますが、国土交通省は来年の通常国会で、都市再生特別措置法の改正案を提出し、新制度を設けるとの新聞記事が出ていました。

市町村が空き家の情報を積極的に集め、土地や建物の売買のほか、公園への転用などの仲介役まで担えるようにするとのことでした。

これまで、市町村には、情報を集める機能はありましたが、空き家解消に向けてのスピード感を欠き、テコ入れが必要と判断したための改正となります。各市町村に専門の窓口を設け、空き家と空き地を事実上、仲介する仕組

みと権限を整えるという意味合いも含まれているとのこと。

明和町の空き家件数と実態から見て、もうそろそろ専門の係を置くところまできていると思うんですけれども、今後、空き家対策係のようなものを設置していく考えがあるかどうか、お聞きいたします。

○議長（辻井 成人） 中井議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 先ほどの答弁とダブルかもわかりませんが、私の考えとしては、この空き家対策協議会の中で、実は特定空き家の対応だけではなしにですね、利活用という面では、例えばいろいろ検討していかないかん部分がありますけれども、例えば空き家を借りてですね、公営住宅の代替に使うとかですね、それから、高齢者の部分の居場所づくり、先程来いろいろと子どもたちですね、居場所づくりという部分が、北岡議員からのご質問にもありましたけれども、そういったような空き家も利用しながらですね、そういった場所の確保という形になってきますと、正直なところ、人権生活環境課だけではですね、処理しきれないという部分があるかと思えます。

今、その対策を、計画を練る部分の中で、各課の担当者にも寄っていただいて、そして、いろんな空き家対策の利活用という部分で、いろんな活用方法がないかということで、検討をいただいてというんか、意見を出していただくような場づくりを始めているというふうに報告を受けているんですけれども、そういった意味ではですね、我々としましても、将来的にいわゆる特定空き家のような、防災上の処理をしていかなければならん部分も、それから利活用という形の中で、先ほど言いましたような、幅広く全町的な取り組みとができるかどうかというような、そういう計画なり指針がですね、明確になって、皆さん方にご理解いただけるような状況になった時にですね、初めてそういう対策のセクションを設けてやっていかなければならないのかなということでございますので、中井議員の質問の中で、空き家対策係、これの設置ということについては、大いに検討をしていかなければならん、行政

的な課題というふうに受け止めておりますので、今後、いつの時期かはちょっと明確にできませんけれども、対応として考えていきたいと、そのように思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○5番（中井 啓悟） 今回、国交省が市町村の存在、仲介役として重視したのは、空き家の解消に向けて2つの難しい問題があるためだと言われているように思います。

1つは所有者がわかりにくく、死亡している例が多い点。もう1つは空き家、空き地の価格が安い点、地元の不動産業者を仲介しても、事業として成り立ちにくい点があるからだと思います。また、空き家バンクとして情報を公開しているものの空き家を売りたい人だけが、利活用していることから、放置されている家屋の問題解消につながっていない状況があり、そのような点から、市町村は登記簿や税務当局から所有者を把握しやすく、住民からも空き家の情報をいち早く、また広く集めることができるため、今回の導入制度の検討に至ったものかと思われまます。

明和町は平成27年全面施行された空家等対策措置法への対応が、実際遅れている中で、国は次の段階、都市再生特別措置法の改正案を提出して、新制度を設ける流れとなっていますので、先ほど言ったような空き家対策係というようなものを、新たに設置していただくことを、ちょっと考えていただきまして、窓口機能を強化していただくこと、また、スピード感を持って、特定空き家に限らず空き家全体の対応していただくことをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（辻井 成人） 以上で、中井啓悟議員の一般質問を終わります。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

少し早いですが、昼食のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

昼からは1時からということで、よろしく願いいたします。

（午前 11時 35分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

7番 江 京 子 議員

○議長（辻井 成人） 3番通告者は、江京子議員であります。

質問項目は、「子どもの貧困対策について」の1点であります。

江京子議員、登壇願います。

○7番（江 京子） よろしく願いします。

議長のお許しを得られましたので、通告に従いまして、質問させていただきます。

今回は子どもの貧困対策についての1点でお願いします。

三重県では、平成26年度に「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定し、すべてのこともたちが豊かに育つことができる三重をめざして、子どもや家庭を支え、応援するさまざまな取り組みを進めています。

国における「子どもの貧困対策に関する法律」の制定と、「子どもの貧困対策に関する大綱」の策定を踏まえ、県では子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されたり、貧困の連鎖によって閉ざされることのないよう、子どもの貧困対策を着実かつ継続的に実行するため「三重県子ども貧困対策計画」を策定し、地域の実情に応じた施策に取り組みはじめました。

そこで、お尋ねします。

明和町では、子どもに貧困についての危機感はお持ちでしょうか。以前にも一般質問において、明和町の子どもの貧困はありませんかの質問に、前教育長は子どもの貧困はありませんとの答弁でしたが、教育長も新しくなられ、子どもの貧困に対してのお考えをお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 江議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） それでは、お答えいたします。

議員がおっしゃる子どもの貧困というのは、総体的貧困というふうに捉えさせてもらってよろしいでしょうか。

その地域における生活水準と比較して、所得が著しく低い状態を言うということで、これに関わっている子どもたち、取り巻かれておる環境の子どもたちというふうに捉えさせていただきます。

近年、国・県においても、子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることがないよう、貧困の状況にある子どもが、健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るための、貧困対策が進められてきています。

これにつきましては、今うたわわれている部分につきましては、公教育の根幹の部分だと思っておりますので、その対策については、ずっと国・県のほうでも進められてきておる状況であると思っております。

そこで議員のほうの質問から、子どもの貧困についての危機感を持っているかというふうなご質問でございました。それにお答えいただきますとするならば、当町で生活保護を受けている18歳未満の子どもの世帯につきまして

は、今のところ昨年とは変わりませんが、就学援助については、年度によって増減はあるものの受給者人数は、傾向的には増加の傾向で推移していることがわかります。

そんな中で、それを思いますと、危機感を持って注視していく必要があるとの認識でおります。貧困の連鎖、その連鎖というのは、必ずしもそういった環境におかれた子どもたちが、そういう連鎖が起こるということではないんですけれども、確立としては非常に高いものだと思っております。

その中でどういうふうな連鎖が起こってくるかという、やはり学力低下、そしてまた不登校を踏まえた進路の状況、また問題行動等々の中で、心配な部分が出てくるということが、起こってくる可能性としては、多いのではないかなと思っております。

ただし限定することはできないものだと、私の中では認識として持っております。ただ、これからその辺りでやっていくためには、やはり前の質問の中にもありましたように、今後いろんな形で支援をしていく中で、教育的な立場から支援できていくもの。そしてまた、福祉の立場からも支援していけるもの。その辺りをどう調整していくか。そのところが、特に大事なかなとは思っております。

ですので、今後は教育のこういう部門と、それから福祉健康部門のほうで、しっかりと連携を取りながら、せっかく付いた支援策を、本当に有効に活用していけるように、していければと思っております。

1つ今回の質問として答えるとするならば、注意して見守っていく必要があるのだというふうな認識でおりますので、報告させていただきます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） 今のお答えの中では、今の現在では、貧困の子どもというふうに捉えるということは考えていない。これから注視して見守りなが

らという形で、よろしいのでしょうか。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） お答えといたしましては、やっぱり子どもの貧困は、現実にはこういう状況があるわけですので、貧困の状態にあるというふうに捉えております。

取り組みとして、これからしっかりその辺りを見直しいかないかなというふうには思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） 教育長にお答えをいただきましたが、私も民生委員を16年間、させてもらっておる中で、その家庭のなかで、やっぱり子どもの貧困というのを感じさせることが、結構ありました。

やはり一番感じたのは、高校進学の際に、説明会があって、ここの学校に行きたいというのなら、入ってもらえますよというような学校があるにも関わらず、やっぱりその授業料とか、いろんなものを考えると、子どもなりにやっぱり私はそこには、やっぱり行けないなというふうなお話を、子どもとしましたこともありましてので、やはり親を見て子どもたちは、いろいろ考えているんやというのを感じたところもあったところです。

やっぱり明和町でも、これから注視して見守っていかなくてはならないと、この子どもの貧困に関する対策委員会というのは、今、明和町では現在は立ち上がっているのかどうか、教えてください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 失礼いたします。

ご質問の子どもの貧困に対する対策委員会につきましては、今のところ明和町では立ち上げをしておりません。現状を見ていますと、現存の他の委員会、子ども家庭支援ネットワーク、MCネットとかでも、今の段階ではまだ

代用できるのかなと思っておりますので、今のところ立ち上げを検討する予定はないというところです。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） 今後、MCネットや、そういういろんな共通するネットの中で、これはと思うようなところは、その中でも子どもの貧困に対しての対策とか、支援はできると思いますので、強力に丁寧に対応して欲しいと思いますので、お願いします。

ただ、全国的に見ても、一人親と未婚子の子ども家庭というのが、やはり貧困率が上がっているのは、その部分がすごく高いというふうに言われています。やはりお母さんだけの家庭の方たちと、お話をする中で、やはり子どもが小さい時なんかは、きちんと8時間、働けるような職場にはつけない、やはり2つも3つも仕事を持ちながら、子どもを育てているというのを、よく聞きます。

2つも3つも仕事をしなくてはいけないということは、やっぱりそれだけの収入が得られないということだと思います。その中で、やはり今、子どもたちの教育に、その親御さんが十分目が行き届かないという面もあると思いますので、いろんな問題点が出てくるとと思いますので、今、行っているネットの協力体制のほうを、強固なものにして欲しいと思いますので、その点よろしくをお願いします。

それと、今、本当に1クラスに一人親家庭の子どもさんが、必ずいるといってもいいぐらい、一人親家庭が増えてきていると思います。今現在、以前も聞いたと思うんですが、平成29年度において、一人親家庭の特定寡夫控除対象人数、また男性の寡夫控除の人の数を教えていただきたいと思いますので、お願いします。

○議長（辻井 成人） 江議員の質問に対する答弁、福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） 失礼します。

それでは、私のほうから、明和町の一人親家庭の現状について、お答えさせていただきたいと思います。

明和町の一人親家庭の現状については、現在のところ児童扶養手当や一人親家庭等への福祉医療費の助成制度からしか推し量ることしかできません。現在、児童扶養手当の現況も出たところですので、本年9月1日現在の児童扶養手当の受給者等について、お答えさせていただきたいと思います。

9月1日現在の児童扶養手当の受給資格者は183人です。その内、母子家庭は162件で、児童数は258人、父子家庭は21件で、児童数は35人となっています。また、受給資格者の内、就労してみえる方は164人で、率としては89.6%となります。

収入ベース、平成29年度課税のベースなのですが、全体では平均収入が約208万8,000円、母子家庭の平均収入は約191万9,000円、父子家庭の平均収入は約339万4,000円となっております。

また、ご質問のありました、平成29年度の市町村民税における特定寡夫控除対象者は190人、男性の寡夫控除対象者は35人でございます。

以上です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） やはりこの明和町であっても、2万3,000人の人口の中で、かなりの人数の一人親家庭が増えているんだなというのを思います。やはり男性にしても、女性にしても、一人親家庭の経済状況というのは、厳しいものがあると思います。その就学援助の推移からも、やっぱり教育と福祉というのは、とても切り離せないところがあると思いますので、今後、この教育と福祉をどんなふうにつなげていくのかのお考えを教えてくださいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（辻井 成人） 江議員の質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 就学援助のほうはですね、こども課のほうでさせていただきます。それから生活保護、児童手当などは福祉保健課のほうで、それぞれ対応しております。

その中で、その世帯への連携した対応が必要になった場合は、現在でも協力体制をとっていくように努めているところであります。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） やはり子どもに学びの機会を均等に守るためにも、やっぱり親の経済的な問題で、子どもの学びの機会を閉ざしてはいけないと思いますので、明和町としての教育と福祉の連携のほうは、今後とも強固に進めていって欲しいと思いますので、よろしく願いいたします。

国の厚生労働省の推計による、日本の子どもの総体的貧困率は13.9%で、およそ7人に1人の割合で、貧困状態にあると言われていています。また、私もその子どもの貧困と、親の経済状況と、いじめというのも関連してくると思うんですけども、今現在、先ほども教育長のお話の中で、小学校、中学校の不登校の人数は聞かさせていただいたんですけど、その不登校に対しての取り組みというのは、どんなふうに行っているのか、教えてほしいと思います。

○議長（辻井 成人） 江議員の質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 先ほども教育長のほうが、北岡議員さんの時に、お答えもさせてもらったんですけども、いろいろなケースによって、誰が一番対応したらいいのかということなんですけども、基本的には担任、生徒指導の教師、それから、校長先生、教頭先生を中心に、家庭訪問や保護者との話などの対応を通して、登校に向けた支援をしてもらっております。

以上です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） この間、新聞の中で、伊勢市は授業料のかからない無料塾というのを、7月にスタートさせたという報道が出ていました。そこで、伊勢市のほうに、ちょっとお聞きしに行ってみりました。

さっき教育長のお話の中で、その指導者の、指導する人たちのほう、トライとかいうふうなお話もあったんですけど、伊勢市は全国学習塾協会というところに委託して、指導にあたってくれる先生を有償で雇っているということと。

それから、松阪でもお聞きしたんですけど、松阪の場合は、やはり教師のOBさんとか、大学生を有償ボランティアとして、動き始めたというようなお話を聞いてきました。

また、やっぱりさっきも貧困の連鎖というお話があったんですけども、やはり学力とその貧困というのは、つながっているというふうに思っています。やっぱり全国的に子どもの貧困と学力の格差というのは、深刻な問題であるといろんなところのお話の中で、明和町でも先ほど教育長が言われましたように、来年に向かってのその無料塾という形を、伊勢も松阪も対象が生活保護世帯と就学援助を受けている子どもたちというふうに、限定はされているんですが、本当は4、5年生の学力が付いてないと、中学校のなんていうんか、勉強に追い付かないというのが、今の現状だと思うので、来年に向かっての子どもに対して無料塾の考えを、もう一度お聞かせいただけたらと思うんですけど、お願いします。

○議長（辻井 成人） 江議員の質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 無料塾の伊勢市と松阪市の状況をお聞かせいただきました。伊勢・松阪市におかれましては、市ということで、福祉事務所のほうを設置しております。その関係で、生活困窮者への自立支援制度の任意事業である、学習支援事業で無料塾という形で開設されたものと思っ

ております。

当町では、福祉事務所を開設していないため、この制度の学習支援につきましては、北岡議員のご質問の時にも、お答えさせてもらったんですけども、多気度会福祉事務所において行ってもらっているというところであります。

それで、今のところは、対象者はありますけども、希望者がいないということで、今、行われていないという状況です。先ほども申し上げたんですけども、教育委員会としましては、文科省の事業を活用しまして、今、地域未来塾という方向で考えております。これはまったくの無料という形にならないかと思えますけども、子どもたちに学習習慣をつけさせるためにですね、土曜日とか夜間とかをですね、活用した中で、そういう習慣を付けていくための塾を、開催していきたいなというふうに、今、考えておるところでして、今、人選を地域の方になっていただくべくですね、人選を進めております。

しかるべき方がですね、見つければ、実施に向けて動いていきたいと思っているところです。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） 松阪と伊勢も、先ほど言われましたように、福祉事務所の1つのメニューの中から、無料塾というのを始めたと聞いています。明和町が目指しているのは、子どもの居場所づくりの関係の、無料にならないかもしれないけども、そういう学習室というような形を考えてみえるんですね。

先ほどその対象になる子どもが、手を挙げなかったというようなお話があったんですが、どういうふうな切り口で、そういう学習支援があるけども、どうやというような方法をとられたのか。ちょっとさっき北岡議員に対してのお答えの中で、対象がなかったというようなことがあったんですけども、その方法というのは、どんなふうなことをされたのか、わかっていたら教え

て欲しいです。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） 生活保護の中学生の方に対して、学習支援ということで、平成27年度から生活困窮者自立支援制度の中で行っております。

最初の平成27年度は、中学生が3人ございました。一応中学校3年生を中心にということで、そのうち2人が中学3年生の子どもさんでして、お一人の方は母子家庭だったんですが、お母さんが就労することによって、生活保護から脱却したということで、予定はしていたんですけども、キャンセルということになりました。

もう一方の方は、特技というか、スポーツが万能でして、そのスポーツで推薦で高等学校へ行けるというような、そうふうなことがあって、キャンセルということになって、それまでは本当に2件とも、2件なんですけど、2件ともこの制度を活用したいという申し入れはあったんですけども、そういうふうな状況で、なくなったということ、利用をしなくてもよくなったということなんです。

これは中学生を中心に生活保護、今も3名いるんですけど、平成29年度についても、今、中学1年生だと思うんですけど、ケースワーカーが訪問をしておりますので、多気度会福祉事務所のケースワーカー、それからうちの職員が訪問を定期的にしておりますので、その中でそういうふうな話はしているところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） 予定はして、受けたいというような話になっていたけど、自立して生活保護のところから脱却したり、スポーツのほうで高校に行けたということで、対象にはならなかったというようなお話でした。

そうですか、伊勢のほうも、どんなふう無料塾に来てもらう子どもたちを、ピックアップしているのかということは、やっぱりソーシャルワーカーと職員さんで、直に家庭のほうに訪問してというようなお話でしたので、今の福祉事務所の関係だと、そういう個々にお話をしていくという形で、明和町も同じように取り組んでいるということで、わかりました。ありがとうございます。

今後、その子ども未来塾の子どもをみましようという考えは、教育委員会が考えて、文科省のほうへ言われるのであれば、やはりもっと対象者を広く考えて欲しいなと思います。やはりぎりぎりの線の家庭というのは、かなりあると思いますので、やっぱり塾というと、行きたくても行けないという子どもたちもあると思いますので、そこら辺も手厚く考えて行って欲しいと思いますので、その点については、どんなふうにお考えになっているのか、お聞きしたいと思いますけど。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 江議員おっしゃるように、もっと対象を広げて、生活困窮家庭だけではなくてですね、全員対象にこういうのをやりますよというのを、お知らせさせていただいて、希望者についてやっていく方向で考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） では、来年に向かって期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、こども食堂について、お尋ねしたいと思います。

8月16日の伊勢新聞の一面に、こども食堂、気楽に利用をの記事がありました。今、子どもの貧困は、子どもの基本的な生活さえも脅かしています。朝御飯を食べていない、給食が1日の唯一の食事、夏休みが終わると痩せて

いる。以前関わった子どもが話してくれました。お腹が減るとイライラして腹が立つ。教室にいられない。ある学校では校長先生が毎日、校長室で不登校の生徒におにぎりを食べさせていたというようなお話も、直接伺ったことがあります。

やはり食べるということは、人間の一番の権利だと思います。やっぱりお腹が満腹になれば、安心して幸せな気分になると、私は思っています。今、明和町では、こども食堂に関してのお考えは、どんなふうに考えているのか、教えてください。

ただ伊勢市にしても、松阪市にしても、何箇所かこども食堂は開設されているけど、行政主体ではなく、地域、民間、NPO頼りだというのは聞いておりますので、明和町として、今後どんなふうに考えてみるのか、教えてください。

○議長（辻井 成人） 江議員の質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） こども食堂のご質問ですが、子どもたちの食生活の状況ということも含めてということなんですけども、子どもたちの食生活を詳しく明和町の全校にわたって調査したものはありません。

しかしながら、毎年小学校6年生と中学校3年生を対象に実施しています、国の学力学習状況調査の質問項目の中で、朝食を毎日食べていますかという質問があります。

その結果の平成26年度から平成29年度までの状況を見ても、小学校6年生であまり食べていないと、それからまったく食べていないを合わせて、2.4%から4.4%の間で推移をしております。

同様に中学校3年生では4.9%から5.9%の間で推移をしているところです。なお、平成26年度の6年生は、平成29年度の中学校3年生ですので、ほぼ同一の調査対象者の推移を見ても、3年間の中であまり食べていない、もしくはまったく食べていない子が3.5%増えているといった状況になっています。

この結果はあくまでも毎日、毎朝、ご飯を食べていないという数字であり、朝ご飯を食べていないから、一概に給食しか食べていないというものではありません。それから、小学校の時より中学校になった時のほうが、食べていない率が高いからといって、貧困が進んだということではありません。中学校になりますと、いろいろ体重のこととか気にして食べない子もいるというふうに聞いておりますので、そういった状況ということで、必ずしも貧困が進んだということではないということで、誤解をされませぬようお願いしたいと思います。

なお、明和町のMCネットのほうで、やってくるお子さんの中でも、現在のところ給食以外は食べていない子というのは、把握していない状況もあります。このような状況の中で、こども食堂はどうかということではありますが、正直そこまでの状況には至っていないのではないかとの思いもあります。

検討もさせてはいただくんですけども、もう少し今後の様子を見させていただきたいというふうに思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） 学力調査の中で、朝御飯の部分があるというので、小学校6年生、中学校3年生で、こうやって3年間比較してもらって、さほどの推移は変わっていないけれどもというようなお話の中で、やはり中学校になれば、小学校から食育というのも、きちんと自分の体の成長に対して、食べるということのは、明和町では随分前からしていただいているという中で、中学校になれば、勉強とかそういうものもあって、眠りがすごく少ない子どもも増えてきているとも思うんですけども、そこら辺も食育と深くつながるところがあると思います。

そういう点では、これからそういう面も考えながら、子どもの朝ご飯、それから食育に関しての部分も、もうちょっと子どもたちにアピールするなり、

して行って欲しいと思いますので、これは要望でお願いします。

次に、教育と福祉とソーシャルワーカーの連携について、お尋ねします。

先ほども福祉課長のほうから、福祉事務所のメニューの中で、ソーシャルワーカーと職員で、個々に訪問してというようなお話もされたと思いますが、その点、ソーシャルワーカーというのは、人数的にはどんなふうに配置されているのかがわからないので、教えてほしいと思うんですけどお願いします。

○議長（辻井 成人） 江議員の質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 福祉保健課長のほうから言わせてもらったんですが、ソーシャルワーカーという形じゃなくて、多気度会の事務所の方と、それと、うちの職員という形でお邪魔して、いろいろそういうケースをいろいろ検討した中で、対応にあたっているということで、議員さんおっしゃるソーシャルワーカーというのは、スクールソーシャルワーカーというのがありまして、これは県の教育委員会のほうで、配置というかですね、県の教育委員会のほうで配置をされております。県内で10名の方々が、学校の要請に基づいて、学校に入ってもらおうと、派遣してもらおうという形をとっていただいています。

明和町におきましても、平成27年度と28年度に、派遣要請を行って、2名のソーシャルワーカーの方で、3名の子どもたちの支援にあたっていただいています。これは学習支援だけではなくて、生活の部分とか、いろいろな部分での本当に総合的なことを、家庭にも入ってもらってやっていただくという形で、やっていただいたところ です。

今年度につきましても、派遣依頼を行うよう検討しているところであります。ソーシャルワーカーの存在につきましても、学校現場にとってもですね、大変助かるものでありますので、いろいろなケースで活用も考えていきたいと思っておりますが、県内で10名ということでもありますので、どうしても派遣に時間がかかったりとか、入っていただいてもですね、多くのケースを抱

えておられる状況もあってですね、頻度がどうしても少なくなるとかいうことがあります。

ですので、県のほうには、もっと人数を増やしていただくことをお願いしていきたいと思いますし、理想的なことを言いますと、各校に配置していただくことがベストだと思っておりますので、そちらのほう要望もあげていきたいというふうに思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） 県に10名しかみえないということで、さっきも課長が言われたように、もっと今いろんな家庭の子どもたちが増えてきている中で、人数を増やしてほしいという要望は、県のほうに是非ともお願いしたいと思っています。

このソーシャルワーカーの方というのは、直接家庭の中に入っていける立場というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） ソーシャルワーカーにつきましては、児童・生徒がですね、学校や日常生活の中で、直面している苦しみや悩みについて、児童・生徒の社会環境を構成する家族や友人、それから学校・地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって、解決を支援する専門家のことになりますので、当然、家庭のほうにも入っていくという形になっております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） すごく動きがたくさんとれる方と捉えてよろしいんですね。

学校なんかに入ってくれている、スクールカウンセラーとは丸きり違う立

場の方という考えですね。

では、本当にとっても、悪いけど使い勝手がいいというか、動きのいいソーシャルワーカーの方ということですので、本当に町長も含めて、この増員のほうを県のほうにお願いしてほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、児童虐待の現状について、お尋ねしたいと思います。

平成27年度の全国208カ所の児童相談所での児童虐待相談対応件数は、10万3,260件で、過去最多となりました。三重県では、全国24番目の1,291件、前年度より179件の増というふうな結果が出ております。

主な増加要因の中に、心理的虐待の増加、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案、面前DVについての警察からの通告の増加、児童相談所全国共通ダイヤル3桁の189の広報や、マスコミによる児童虐待の事件報道により、国民の関係機関の児童虐待に対する意識が高まったというふうには思いますが、やはり亡くなられていく子どもが、乳幼児が多いということで、3歳ぐらいに、本当に亡くなる子どもたちは、0歳から1、2歳というふうな結果が出ておるんですけど、3歳ぐらいの子どもたちが、虐待を受けた場合、その傷は本当に大人になっても、残ってしまうというふうに、よく言われています。

明和町が児童虐待防止ネットワークをつくったのは、本当に随分昔になると思うんですが、その後、今の取り組み、それから、障がいを持った子たちへの取り組みなど、連携して今の取り組みと課題をお聞かせください。お願いします。

○議長（辻井 成人） 江議員の質問に対する答弁、福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） それでは、児童虐待の現状についてでございますが、児童虐待として保有しているケースは、平成29年3月末現在で、100件となっております。その後、新たに14件が新規として加わり、日々、対応しているところです。

虐待の通告があった場合は、児童相談所と連携をとりながら、家庭訪問などを実施しています。そして、子どもの安全が保たれているかの確認を、家庭訪問や関係機関への訪問等を通して行っております。また、虐待の背景にあるものをアセスメントし、保護者の支援を行ったり、関係機関へつなぎ連携して対応しているところです。

明和町子ども家庭支援ネットワーク、通称MCネットは虐待の予防、早期発見、早期対応と各機関等の役割を明確にするために、代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会を行っております。また、児童相談所との進行管理会議も実施しております。

児童虐待防止の講演会の実施や、児童虐待の対応についての研修会も実施しているところです。虐待発見後の関係機関からの通告は、適正に行われるようになってきました。各機関がその後の保護者との関係性を危惧することで、虐待対応が遅れてしまっては、子どもの安全は確保できません。

児童虐待とは子どもの安全の問題であり、加害問題ではなく、子どもの安全に問題が生じているかが課題であり、子どもを守り、健全に育てる養育責任が問われています。このようなことから、9月の初旬には、保護者や子どもに関わる教職員などの皆さんに対して、児童虐待について再認識をしていただき、児童虐待の予防や早期発見、そして通告などについて、ご理解やご協力をお願いするためのチラシを配布させていただいたところでございます。

このようなものです。

これをしつけのつもりで虐待になっていませんかとか、児童虐待の早期発見、通告についてのご理解とご協力を、そして、子育ての不安や悩みを一人で抱え込まないでご相談をという、このチラシを配布させていただいて予防等に対応しております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） ありがとうございます。とても可愛い良いチラシだと思いますので、みんなの目の留まる場所にも、貼ってほしいと思います。特に思うのは、医療機関のお医者さんのところへも、そういうのを配布したりしてもらいたいと思いますので、その点よろしく願いいたします。

やっぱり子どもの時の辛い思いを、大人になるまで引きずらないで、それも連鎖にならないような取り組みを、保護者ともども支援して欲しいと思いますので、もうこれは本当に子どもとずっと関わってきた私の願いです。その点もよろしく願いいたします。

最後に里親の現状について、お尋ねしたいと思います。

明和町では何人の里親さんが活動されているでしょうか。また、児童養護施設には何人の子どもたちが入所しているのか。

町として里親に対する研修会は考えて行っているのか。子どもにとって、安心は大人になる上での大切な人権であり、これからの明和町を担う人材の確保に欠かせないものだと思いますので、今の現状を教えてください。

○議長（辻井 成人） 江議員の質問に対する答弁、福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） ご質問のありました里親さんについてでございますが、明和町で里親登録をされてみえる家庭は6世帯ございます。その内2世帯で里親を受託していただいております、児童養護施設については1名が措置されております。

次に、里親に関する研修会についてのご質問ですが、平成27年5月に、民生委員、児童委員の方に、平成29年2月には、明和町子ども家庭支援ネットワーク、通称MCネットの講演会時に、里親専門員による里親説明会を実施いたしました。また、役場窓口などにも、里親制度の普及啓発のパンフレットを置いて、啓発に努めているところです。

また、昨年4月6日には、伊勢市、志摩市、鳥羽市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、明和町の3市5町で、里親の一層の普及に向けて、地域一体となって取り組むため、里親制度の普及啓発に関する協定を締結いたし

ました。

そして、昨年10月には、三重県里親普及啓発事業である、里親シンポジウムを3市5町で共催したところでございます。

今年度は、三重県里親普及啓発事業が各地域で開催されます。9月29日には松阪市で、12月14日には伊勢市で開催されます。里親に関心のある方、里親の話を聞いてみたい方、子どものために何かできないかと思ってみえる方は、是非参加していただければと思います。

詳細につきましては、広報めいわ9月号に掲載させていただいております。

また、里親月間でもあります10月には、社会的養護の社会化フォーラムも開催されます。このフォーラムでは、どんな境遇に生まれても、周りの大人から適切な支援が受けられ、生まれてきて良かったと思える社会になるよう社会的養護に関わる方だけでなく、地域の方にも関心を持っていただき、関わっていただき、何かできるかを共に考えるフォーラムで、詳細については、これも広報めいわ10月号に掲載する予定でございます。

一方、町では、里親制度の更なる普及に向けて、職員を対象とした養育里親等になるための研修期間における職務に専念する義務の免除の制度を、昨年4月1日から導入し、環境整備を図ったところでございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） やはりこの世に生まれてきて、子どもがここに居て、幸せだな、安心していただけるよという場所を、里親さんを含め、多くの大人が関心を持っていかななくてはいけないと思っています。

特に里親については、とても難しいお仕事だということも私も感じておりますので、いろんな研修期間を多く持ってもらって、是非とも里親さんが1人でも、2人でも増えて、子どもの安心、自信につながるような社会に、明和

町も進んでいってほしいと思いますので、この明和町をこれから担っていく子どもの安心、自信について、町長のお考えを最後に教えてください。

○議長（辻井 成人） 江議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 子どもたちは生まれ育って、さまざまな環境の中で、今、育っております。貧困も含め、そして、親の一方的な考え方によって、養育を受けられない、いろんな形があろうかと思いますが、行政としてはそれらをですね、行政だけではなしに、多くの人たちの支援を得ながらですね、子どもたちがこの明和町で生まれ育って良かったなと思えるような、そういう環境づくりに、皆さんとともにですね、邁進してまいりたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） 是非ともこの明和町で育って良かった、明和町に戻ってきて、この明和町を僕らでつくろうと思うような明和町にしてほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

これで質問を終わらせてもらいます。

○議長（辻井 成人） 以上で、江京子議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（辻井 成人） これをもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

(午後 1時 45分)
